

2007年10月26日	
連絡先	
総務部	
予算調整室	
電話	059 - 224-2119

三重県における補助金等の基本的な在り方に関する条例(平成15年三重県条例第31号)第7条の規定により、平成19年第3回定例会にかかる補助金等評価結果調書及び継続評価実施計画を公表します。

第3号様式(条例第7条第1項関係)

補助金等評価結果調書

(部局名:政策部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
18-2-3	幹線鉄道等活性化事業費補助金	北勢線施設整備株式会社 四日市市富田3丁目22番83号	102,000	(根拠) 政策部関係補助金等交付要綱 (公益性) 鉄道高速化のための鉄道施設整備を目的としたこの補助金は、公共交通の利便性向上及び沿線地域の活性化に資するという理由により公益性を有する。 (必要性) 地域が一体となって進める鉄道の再生及び活性化のために事業を行うことは必要である。 (効果) 高速化に対応したダイヤ改正や、高速化事業と連携した沿線市町の駅前駐車場整備等のまちづくりにより、対前年度比で2.5%の利用客増となった。 (交付基準等の妥当性) 沿線市町とともに、国と協調補助することが最も効果的である。	交通政策室	

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
19-2-1	生活交通路線維持費補助金	三重交通株式会社 津市中央1番1号	285,334	(根拠)三重県バス運行対策費補助金交付要領 [国]バス運行対策費補助金交付要綱 (公益性)国と地方公共団体が、住民の生活に必要な広域幹線的バス路線をシビルミニマムとして維持するという理由により公益性を有する。 (必要性)事業者だけでは維持が困難な広域幹線的なバス路線の運行に対し、国と県が補助金を交付し維持を図ることは、住民のシビルミニマムとしての移動手段を確保するために必要である。 (効果)事業者から補助申請された全路線へ補助を実施することにより、生活交通路線を維持することができた。 (交付基準等の妥当性)国と県の役割として、広域幹線的路線の維持に補助することは妥当である。	交通政策室	
19-2-3	中部国際空港海上アクセス高速船建造事業費補助金	松阪市 松阪市殿町1340番地1	141,277	(根拠) 政策部関係補助金等交付要綱 (公益性) 中部国際空港を利活用するためには、アクセス時間の短縮等が図れる海上アクセスの整備が必要であり、また、県民および三重県を訪れる方々の利便性向上等に資するものであり、公益性を有する。 (必要性) 海上アクセス事業については、中部国際空港の建設が決定されてから、その充実に図ってきており、アクセスルート開設に不可欠な船舶建造の初期的投資にかかる支援が必要である。 (効果) 中部国際空港への海上アクセスルートが複数ルート開設されることにより、利用者のルートの選択性や利便性等が確保された。 (交付基準等の妥当性) 中部国際空港海上アクセス高速船建造事業費補助金に定められた負担割合に基づき、交付決定している。	交通政策室	

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
19-2-5 (19-1-1)	四日市港管理組合負担金	四日市港管理組合 四日市市霞2丁目 1番1号	1,852,986	(根拠) 四日市港管理組合規約 (公益性) 四日市港管理組合の経費を支弁することを目的としたこの負担金は、指定特定重要港湾である四日市港を管理運営するという理由により公益性を有する。 (必要性) 本県は四日市港管理組合の構成団体であるという理由により、負担金を支出することは必要である。 (効果) 四日市港管理組合が実施する四日市港の整備等により、外国貿易コンテナ貨物取扱量が過去最高の285万2千トン(平成18年)を記録した。 (交付基準等の妥当性) 四日市港管理組合規約に定められた負担割合に基づき、交付決定している。	交通政策室	
18-4-1	石油貯蔵施設立地対策等交付金	四日市市 四日市市諏訪町1 番5号	149,196	(根拠) 石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法、石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則、石油貯蔵施設立地対策等交付金交付要領 (公益性及び必要性) 本交付金は石油貯蔵施設の周辺地域における公共用の施設の整備をとおして住民の福祉向上を図ることにより、石油貯蔵施設設置の円滑化を図ることを目的としており、公益性とともに必要性を有する。 (効果) 石油貯蔵施設立地対策及びその周辺市町が公共用の施設を整備することにより、住民の福祉向上が図られている。 (交付基準等の妥当性) 補助事業の規模や内容、対象金額等が石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則に基づき、国の審査を受け交付決定している。	土地資源室	

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
18-3-1	市町村合併支援交付金	いなべ市 いなべ市員弁町笠田新田 111番地	90,000	<p>(根拠) 政策部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 合併後の一体的なまちづくり等の支援を目的としたこの交付金は、自主・自立の地域づくりに資する点で公益性を有する。</p> <p>(必要性) 合併に伴う一時的な財政需要の増大に対応するため、この交付金の制度は必要である。</p> <p>(効果) いなべ市では、この交付金により学校整備による合併町間の格差を是正し、図書館のネットワーク化により住民の利便性が向上、及び道路台帳の整備により管理業務と窓口対応の迅速化を図ることができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 市町の主体的なまちづくりを進めるうえで、交付金を交付することが最も効果的な方法である。</p>	市町行財政室	
18-3-2	市町村合併支援交付金	志摩市 志摩市阿児町鵜方 3098番地 9	100,000	<p>(根拠) 政策部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 合併後の一体的なまちづくり等の支援を目的としたこの交付金は、自主・自立の地域づくりに資する点で公益性を有する。</p> <p>(必要性) 合併に伴う一時的な財政需要の増大に対応するため、この交付金の制度は必要である。</p> <p>(効果) 志摩市では、各種マスタープランの策定、及び新市がこれから行う事業に関する計画等を策定することができ、新市の建設に資することができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 市町の主体的なまちづくりを進めるうえで、交付金を交付することが最も効果的な方法である。</p>	市町行財政室	

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
18-3-4	市町村合併支援交付金	亀山市 亀山市本丸町577番地	70,000	<p>(根拠) 政策部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 合併後の一体的なまちづくり等の支援を目的としたこの交付金は、自主・自立の地域づくりに資する点で公益性を有する。</p> <p>(必要性) 合併に伴う一時的な財政需要の増大に対応するため、この交付金の制度は必要である。</p> <p>(効果) 亀山市では、この交付金により乳幼児医療費助成、心身障がい者医療費助成を実施し、合併前市町の福祉水準の格差を是正するとともに福祉の均衡ある発展を図ることができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 市町の主体的なまちづくりを進めるうえで、交付金を交付することが最も効果的な方法である。</p>	市町行財政室	
18-3-6	市町村合併支援交付金	多気町 多気郡多気町相可1600番地	70,000	<p>(根拠) 政策部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 合併後の一体的なまちづくり等の支援を目的としたこの交付金は、自主・自立の地域づくりに資する点で公益性を有する。</p> <p>(必要性) 合併に伴う一時的な財政需要の増大に対応するため、この交付金の制度は必要である。</p> <p>(効果) 多気町では、この交付金により統合保育園の建設を行い、新町の福祉施設の統合と庁舎の耐震補強等を実施し、新町の行政施設整備水準の均衡発展を図ることができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 市町の主体的なまちづくりを進めるうえで、交付金を交付することが最も効果的な方法である。</p>	市町行財政室	

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名 及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
18-3-7	市町村合併支援 交付金	桑名市 桑名市中央町 2丁 目 37番地	80,000	<p>(根拠) 政策部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 合併後の一体的なまちづくり等の支援を目的としたこの交付金は、自主・自立の地域づくりに資する点で公益性を有する。</p> <p>(必要性) 合併に伴う一時的な財政需要の増大に対応するため、この交付金の制度は必要である。</p> <p>(効果) 桑名市では、この交付金により議場改修を行い新市の議会運営を円滑に行うこととした他、新市の市勢要覧の作成、観光ガイドの作成、消防団車庫整備・車両購入、小学校屋内運動場の改修等を実施し、旧市町間の格差是正等を図ることができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 市町の主体的なまちづくりを進めるうえで、交付金を交付することが最も効果的な方法である。</p>	市町行財 政室	
19-1-1	市町村合併支援 交付金	伊勢市 伊勢市岩淵 1丁目 7番 29号	90,000	<p>(根拠) 政策部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 合併後の一体的なまちづくり等の支援を目的としたこの交付金は、自主・自立の地域づくりに資する点で公益性を有する。</p> <p>(必要性) 合併に伴う一時的な財政需要の増大に対応するため、この交付金の制度は必要である。</p> <p>(効果) 伊勢市では、この交付金によりITセキュリティ事業、庁舎整備を実施し、新市の行政基盤の構築を図るとともに小中学校整備により教育施設の格差の是正を図ることができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 市町の主体的なまちづくりを進めるうえで、交付金を交付することが最も効果的な方法である。</p>	市町行財 政室	

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名 及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
19-2-1 (18-3-3)	市町村合併支援 交付金	松阪市 松阪市殿町1340 番地1	145,000	<p>(根拠) 政策部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 合併後の一体的なまちづくり等の支援を目的としたこの交付金は、自主・自立の地域づくりに資する点で公益性を有する。</p> <p>(必要性) 合併に伴う一時的な財政需要の増大に対応するため、この交付金の制度は必要である。</p> <p>(効果) 松阪市では、この交付金により道路台帳整備、及び都市計画のマスタープラン、計画図作成、基礎調査などを行ない、新市の建設に向けた計画を策定することができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 市町の主体的なまちづくりを進めるうえで、交付金を交付することが最も効果的な方法である。</p>	市町行財 政室	
19-2-2 (18-3-5)	市町村合併支援 交付金	津市 津市西丸之内23 番1号	271,000	<p>(根拠) 政策部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 合併後の一体的なまちづくり等の支援を目的としたこの交付金は、自主・自立の地域づくりに資する点で公益性を有する。</p> <p>(必要性) 合併に伴う一時的な財政需要の増大に対応するため、この交付金の制度は必要である。</p> <p>(効果) 津市では、この交付金により防災拠点施設整備、道路整備、消防車両購入等を実施し、都市基盤の整備や防災対策の推進等を図ることができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 市町の主体的なまちづくりを進めるうえで、交付金を交付することが最も効果的な方法である。</p>	市町行財 政室	

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
19-2-3 (18-3-8)	市町村合併支援 交付金	四日市市 四日市市諏訪町1 番5号	125,000	<p>(根拠) 政策部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 合併後の一体的なまちづくり等の支援を目的としたこの交付金は、自主・自立の地域づくりに資する点で公益性を有する。</p> <p>(必要性) 合併に伴う一時的な財政需要の増大に対応するため、この交付金の制度は必要である。</p> <p>(効果) 四日市市では、この交付金により電子自治体整備事業を実施し住民情報システムの基幹を再構築したとともに、旧楠地区避難会館の整備を行い防災に関する、施設整備水準の均衡を図ることができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 市町の主体的なまちづくりを進めるうえで、交付金を交付することが最も効果的な方法である。</p>	市町行財 政室	
19-2-4 (18-3-9)	市町村合併支援 交付金	大紀町 度会郡大紀町滝原 1610番地の1	92,000	<p>(根拠) 政策部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 合併後の一体的なまちづくり等の支援を目的としたこの交付金は、自主・自立の地域づくりに資する点で公益性を有する。</p> <p>(必要性) 合併に伴う一時的な財政需要の増大に対応するため、この交付金の制度は必要である。</p> <p>(効果) 大紀町では、この交付金により庁舎改修、防災無線整備、電算システムの統合、土地評価統合システム事業や支所移転事業を実施し、行政サービスの効率化や防災対策の推進等を図ることができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 市町の主体的なまちづくりを進めるうえで、交付金を交付することが最も効果的な方法である。</p>	市町行財 政室	

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
19-2-5	輪中振興計画推進事業費補助金	木曾岬町 桑名郡木曾岬町西 対海地 251番地	201,318	<p>(根拠) 輪中振興計画及び輪中振興計画推進事業実施要綱</p> <p>(公益性) 輪中地域における「住民の安全確保に資する事業」、干拓地へのアクセス整備等交流促進に資する事業」を推進するという理由により公益性を有する。</p> <p>(必要性) 河川に囲まれた輪中地域において、地盤沈下、浸水被害等厳しい地域環境を改善し、住民の安全確保を図るとともに、木曾岬干拓地のより有効な活用を図るために必要である。</p> <p>(効果) 事業を実施することにより風水害を受けやすい輪中地域の住民の安全を確保するとともに、干拓地へのアクセス整備をすすめることができた。</p> <p>(交付基準の妥当性) 県の役割として、防災機能の維持と充実に資するとともに、条件不利地域の基盤整備に補助することは妥当である。</p> <p>(その他) 輪中振興計画及び同計画補助金交付要綱に基づき、計画期間(平成9～18年度)中、市町の実施する事業の1/2を補助することとしており、平成18年度で終了した。</p>	地域づくり 支援室	

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
19-2-6	輪中振興計画推進事業費補助金	桑名市 桑名市中央町2丁目37番地	175,000	<p>(根拠) 輪中振興計画及び輪中振興計画推進事業実施要綱</p> <p>(公益性) 輪中地域における「住民の安全確保に資する事業」、干拓地へのアクセス整備等交流促進に資する事業」を推進するという理由により公益性を有する。</p> <p>(必要性) 河川に囲まれた輪中地域において、地盤沈下、浸水被害等厳しい地域環境を改善し、住民の安全確保を図るとともに、木曾岬干拓地のより有効な活用を図るために必要である。</p> <p>(効果) 事業を実施することにより風水害を受けやすい輪中地域の住民の安全を確保するとともに、干拓地へのアクセス整備をすすめることができた。</p> <p>(交付基準の妥当性) 県の役割として、防災機能の維持と充実に資するとともに、条件不利地域の基盤整備に補助することは妥当である。</p> <p>(その他) 輪中振興計画及び同計画補助金交付要綱に基づき、計画期間(平成9～18年度)中、市町の実施する事業の1/2を補助することとしており、平成18年度で終了した。</p>	地域づくり支援室	

継続評価実施計画

(部局名:政策部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	全体計画		当該年度の交付額	翌年度以降の交付予定額	評価を行う時期	継続して評価を行う理由	室(課)名	備考
			事業期間	交付総額						
18-2-3	幹線鉄道等活性化事業費補助金	北勢線施設整備株式会社 四日市市富田3丁目22番83号	平成18年度～平成19年度	102,000	56,398	45,602	平成20年度	平成18年度計画事業のうち、未完了部分(交付額45,602千円)について平成19年度に繰越したため	交通政策室	

補助金等継続評価結果調書

(部局名:政策部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	全体計画		当該年度の交付額	評価結果	評価の継続性	室(課)名	備考
			事業期間	交付総額					
17-2-11	幹線鉄道等活性化事業費補助金	北勢線施設整備株式会社 四日市市富田3丁目22番83号	平成17年度～平成18年度	100,000	10,790	(根拠) 地域振興部関係補助金等交付要綱 (公益性) 鉄道高速化のための鉄道施設整備を目的としたこの補助金は、公共交通の利便性向上及び沿線地域の活性化に資するという理由により公益性を有する。 (必要性) 地域が一体となって進める鉄道の再生及び活性化のために事業を行うことは必要である。 (効果) 高速化に対応したダイヤ改正や、高速化事業と連携した沿線市町の駅前駐車場整備等のまちづくりにより、17年度は対前年度比7%、18年度は対前年度比2.5%の利用客増となった。 (交付基準等の妥当性) 沿線市町とともに、国と協調補助することが最も効果的である。	完了	交通政策室	

補助金等評価結果調書

(部局名:生活部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
19-1-1	隣保館運営費等補助金	津市 津市西丸之内23-1	84,948	(根拠) 地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金交付要綱、生活部関係補助金等交付要綱 (公益性) 当補助金は、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる隣保館への支援であり公益性を有する。 (必要性) 社会福祉法による地域福祉の推進、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第7条の規定に基づく「人権教育 啓発に関する基本計画」が定められ、隣保館の役割が位置付けられている。開かれたコミュニティセンターとして、隣保館は地域における生活上の課題解決に向けた地域福祉の推進や様々な人権課題の解決のため設置運営、各種事業を実施する必要がある。 (効果) 開かれたコミュニティセンターとしての隣保館の運営、事業の推進に寄与できた。 (交付基準の妥当性) 市町隣保館の運営費と各事業毎に基準額を設けその範囲内で3/4の補助を基本とし交付している。補助金の内、2/3が国より交付されている。	人権 同和室	
19-2-1 (18-3-1)	私立高等学校等振興補助金	学校法人 津田学園 四日市市笹川1丁目106-2	260,169	(根拠) 私立学校振興助成法、生活部関係補助金等交付要綱 (公益性) 当補助金は、公教育の一翼を担う私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 (必要性) 学校教育において大きな役割を果たしている私立学校の経営基盤の安定、教育条件の維持 向上及び修学上の保護者の負担軽減のため、補助金を交付することが必要である。 (効果) 建学の精神が生かされた円滑な学校運営に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 教育研究経費等の経常経費に対し、全体の1/2の範囲内で補助金を交付することにより、私立学校の建学の精神を尊重しつつ支援を行っているものである。	青少年 私学室	
19-2-2 (18-3-2)	私立高等学校等振興補助金	学校法人 暁学園 四日市市萱生町238	702,319	(根拠) 私立学校振興助成法、生活部関係補助金等交付要綱 (公益性) 当補助金は、公教育の一翼を担う私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 (必要性) 学校教育において大きな役割を果たしている私立学校の経営基盤の安定、教育条件の維持 向上及び修学上の保護者の負担軽減のため、補助金を交付することが必要である。 (効果) 建学の精神が生かされた円滑な学校運営に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 教育研究経費等の経常経費に対し、全体の1/2の範囲内で補助金を交付することにより、私立学校の建学の精神を尊重しつつ支援を行っているものである。	青少年 私学室	

補助金等評価結果調書

(部局名:生活部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
19-2-3 (18-3-3)	私立高等学校等振興補助金	学校法人 ヌノール女子学院 四日市市平尾町2800	193,103	(根拠) 私立学校振興助成法、生活部関係補助金等交付要綱 (公益性) 当補助金は、公教育の一翼を担う私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 (必要性) 学校教育において大きな役割を果たしている私立学校の経営基盤の安定、教育条件の維持・向上及び修学上の保護者の負担軽減のため、補助金を交付することが必要である。 (効果) 建学の精神が生かされた円滑な学校運営に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 教育研究経費等の経常経費に対し、全体の1/2の範囲内で補助金を交付することにより、私立学校の建学の精神を尊重しつつ支援を行っているものである。	青少年 私学室	
19-2-4 (18-3-4)	私立高等学校等振興補助金	学校法人 イスコピオ学園 四日市市追分1丁目9-34	348,772	(根拠) 私立学校振興助成法、生活部関係補助金等交付要綱 (公益性) 当補助金は、公教育の一翼を担う私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 (必要性) 学校教育において大きな役割を果たしている私立学校の経営基盤の安定、教育条件の維持・向上及び修学上の保護者の負担軽減のため、補助金を交付することが必要である。 (効果) 建学の精神が生かされた円滑な学校運営に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 教育研究経費等の経常経費に対し、全体の1/2の範囲内で補助金を交付することにより、私立学校の建学の精神を尊重しつつ支援を行っているものである。	青少年 私学室	
19-2-5 (18-3-5)	私立高等学校等振興補助金	学校法人 享栄学園 名古屋市中区千代田3丁目11-16	552,775	(根拠) 私立学校振興助成法、生活部関係補助金等交付要綱 (公益性) 当補助金は、公教育の一翼を担う私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 (必要性) 学校教育において大きな役割を果たしている私立学校の経営基盤の安定、教育条件の維持・向上及び修学上の保護者の負担軽減のため、補助金を交付することが必要である。 (効果) 建学の精神が生かされた円滑な学校運営に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 教育研究経費等の経常経費に対し、全体の1/2の範囲内で補助金を交付することにより、私立学校の建学の精神を尊重しつつ支援を行っているものである。	青少年 私学室	

補助金等評価結果調書

(部局名:生活部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
19-2-6 (18-3-6)	私立高等学校等振興補助金	学校法人 高田学苑 津市大里窪田町字下沢2865-1	635,729	(根拠) 私立学校振興助成法、生活部関係補助金等交付要綱 (公益性) 当補助金は、公教育の一翼を担う私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 (必要性) 学校教育において大きな役割を果たしている私立学校の経営基盤の安定、教育条件の維持・向上及び修学上の保護者の負担軽減のため、補助金を交付することが必要である。 (効果) 建学の精神が生かされた円滑な学校運営に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 教育研究経費等の経常経費に対し、全体の1/2の範囲内で補助金を交付することにより、私立学校の建学の精神を尊重しつつ支援を行っているものである。	青少年 私学室	
19-2-7 (18-3-7)	私立高等学校等振興補助金	学校法人 セントセブ女子学園 津市大字半田1330	275,099	(根拠) 私立学校振興助成法、生活部関係補助金等交付要綱 (公益性) 当補助金は、公教育の一翼を担う私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 (必要性) 学校教育において大きな役割を果たしている私立学校の経営基盤の安定、教育条件の維持・向上及び修学上の保護者の負担軽減のため、補助金を交付することが必要である。 (効果) 建学の精神が生かされた円滑な学校運営に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 教育研究経費等の経常経費に対し、全体の1/2の範囲内で補助金を交付することにより、私立学校の建学の精神を尊重しつつ支援を行っているものである。	青少年 私学室	
19-2-8 (18-3-8)	私立高等学校等振興補助金	学校法人 梅村学園 名古屋市昭和区八事本町101-2	561,242	(根拠) 私立学校振興助成法、生活部関係補助金等交付要綱 (公益性) 当補助金は、公教育の一翼を担う私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 (必要性) 学校教育において大きな役割を果たしている私立学校の経営基盤の安定、教育条件の維持・向上及び修学上の保護者の負担軽減のため、補助金を交付することが必要である。 (効果) 建学の精神が生かされた円滑な学校運営に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 教育研究経費等の経常経費に対し、全体の1/2の範囲内で補助金を交付することにより、私立学校の建学の精神を尊重しつつ支援を行っているものである。	青少年 私学室	

補助金等評価結果調書

(部局名:生活部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
19-2-9 (18-3-9)	私立高等学校等振興補助金	学校法人 皇學館 伊勢市神田久志本町1704	400,453	(根拠) 私立学校振興助成法、生活部関係補助金等交付要綱 (公益性) 当補助金は、公教育の一翼を担う私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 (必要性) 学校教育において大きな役割を果たしている私立学校の経営基盤の安定、教育条件の維持・向上及び修学上の保護者の負担軽減のため、補助金を交付することが必要である。 (効果) 建学の精神が生かされた円滑な学校運営に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 教育研究経費等の経常経費に対し、全体の1/2の範囲内で補助金を交付することにより、私立学校の建学の精神を尊重しつつ支援を行っているものである。	青少年 私学室	
19-2-10 (18-3-10)	私立高等学校等振興補助金	学校法人 伊勢学園 伊勢市黒瀬町562-13	169,735	(根拠) 私立学校振興助成法、生活部関係補助金等交付要綱 (公益性) 当補助金は、公教育の一翼を担う私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 (必要性) 学校教育において大きな役割を果たしている私立学校の経営基盤の安定、教育条件の維持・向上及び修学上の保護者の負担軽減のため、補助金を交付することが必要である。 (効果) 建学の精神が生かされた円滑な学校運営に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 教育研究経費等の経常経費に対し、全体の1/2の範囲内で補助金を交付することにより、私立学校の建学の精神を尊重しつつ支援を行っているものである。	青少年 私学室	
19-2-11 (18-3-11)	私立高等学校等振興補助金	学校法人 日生学園 津市白山町八対野2739	345,802	(根拠) 私立学校振興助成法、生活部関係補助金等交付要綱 (公益性) 当補助金は、公教育の一翼を担う私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 (必要性) 学校教育において大きな役割を果たしている私立学校の経営基盤の安定、教育条件の維持・向上及び修学上の保護者の負担軽減のため、補助金を交付することが必要である。 (効果) 建学の精神が生かされた円滑な学校運営に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 教育研究経費等の経常経費に対し、全体の1/2の範囲内で補助金を交付することにより、私立学校の建学の精神を尊重しつつ支援を行っているものである。	青少年 私学室	

補助金等評価結果調書

(部局名:生活部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
19-2-12 (18-3-12)	私立幼稚園振興補助金	学校法人 津田学園 四日市市笹川1丁目106-2	224,745	(根拠) 私立学校振興助成法、生活部関係補助金等交付要綱 (公益性) 当補助金は、公教育の一翼を担う私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 (必要性) 学校教育において大きな役割を果たしている私立学校の経営基盤の安定、教育条件の維持・向上及び修学上の保護者の負担軽減のため、補助金を交付することが必要である。 (効果) 建学の精神が生かされた円滑な幼稚園運営に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 教育研究経費等の経常経費に対し、全体の1/2の範囲内で補助金を交付することにより、私立学校の建学の精神を尊重しつつ支援を行っているものである。	青少年 私学室	
19-2-1	私立幼稚園振興補助金	学校法人 あおい学園 四日市市大矢知町2700	112,210	(根拠) 私立学校振興助成法、生活部関係補助金等交付要綱 (公益性) 当補助金は、公教育の一翼を担う私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 (必要性) 学校教育において大きな役割を果たしている私立学校の経営基盤の安定、教育条件の維持・向上及び修学上の保護者の負担軽減のため、補助金を交付することが必要である。 (効果) 建学の精神が生かされた円滑な幼稚園運営に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 教育研究経費等の経常経費に対し、全体の1/2の範囲内で補助金を交付することにより、私立学校の建学の精神を尊重しつつ支援を行っているものである。	青少年 私学室	
19-2-2	私立幼稚園振興補助金	学校法人 富田文化学園 四日市市別名5丁目4-31	81,482	(根拠) 私立学校振興助成法、生活部関係補助金等交付要綱 (公益性) 当補助金は、公教育の一翼を担う私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 (必要性) 学校教育において大きな役割を果たしている私立学校の経営基盤の安定、教育条件の維持・向上及び修学上の保護者の負担軽減のため、補助金を交付することが必要である。 (効果) 建学の精神が生かされた円滑な幼稚園運営に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 教育研究経費等の経常経費に対し、全体の1/2の範囲内で補助金を交付することにより、私立学校の建学の精神を尊重しつつ支援を行っているものである。	青少年 私学室	

補助金等評価結果調書

(部局名:生活部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
19-2-13 (18-3-13)	私立幼稚園振興補助金	学校法人 宣真学園 鈴鹿市鈴鹿ハイツ5-45	128,707	(根拠) 私立学校振興助成法、生活部関係補助金等交付要綱 (公益性) 当補助金は、公教育の一翼を担う私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 (必要性) 学校教育において大きな役割を果たしている私立学校の経営基盤の安定、教育条件の維持・向上及び修学上の保護者の負担軽減のため、補助金を交付することが必要である。 (効果) 建学の精神が生かされた円滑な幼稚園運営に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 教育研究経費等の経常経費に対し、全体の1/2の範囲内で補助金を交付することにより、私立学校の建学の精神を尊重しつつ支援を行っているものである。	青少年 私学室	
19-2-3	私立幼稚園振興補助金	学校法人 大川学園 津市大谷町240	83,422	(根拠) 私立学校振興助成法、生活部関係補助金等交付要綱 (公益性) 当補助金は、公教育の一翼を担う私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 (必要性) 学校教育において大きな役割を果たしている私立学校の経営基盤の安定、教育条件の維持・向上及び修学上の保護者の負担軽減のため、補助金を交付することが必要である。 (効果) 建学の精神が生かされた円滑な幼稚園運営に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 教育研究経費等の経常経費に対し、全体の1/2の範囲内で補助金を交付することにより、私立学校の建学の精神を尊重しつつ支援を行っているものである。	青少年 私学室	
19-2-14 (19-1-2)	私立学校教職員退職基金財団補助金	財団法人三重県私立学校教職員退職基金財団 津市上浜町1丁目293-4	168,249	(根拠) 生活部関係補助金等交付要綱 (公益性) 当補助金は、公教育の一翼を大きく担う私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 (必要性) 私立学校教職員の相互扶助事業の安定化への支援として、補助金を交付することが必要である。 (効果) 私立学校教職員への退職金支給制度の円滑な運用に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 当財団の事業運営に必要な経費を予算の範囲内で補助しているものであり、私立学校教職員への安定した退職金支給のうえで不可欠である。	青少年 私学室	

補助金等評価結果調書

(部局名:生活部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
18-3-14	私立養護学校振興補助金	学校法人養護学校聖母の家学園 四日市市波木町398-1	123,637	(根拠) 私立学校振興助成法、生活部関係補助金等交付要綱 (公益性) 当補助金は、公教育の一翼を担う私学教育の振興への支援であり公益性を有する。 (必要性) 学校教育において大きな役割を果たしている私学の経営基盤の安定、教育条件の維持・向上及び修学上の保護者の負担軽減のため、補助金を交付することが必要である。 (効果) 建学の精神が生かされた円滑な学校運営に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 教育研究経費等の経常経費に対し、全体の10/10の範囲内で補助金を交付することにより、保護者負担(授業料)を求めずに障害児教育を推進するための支援を行っているものである。	青少年 私学室	
18-2-5	四日市看護医療大学設置費補助金	学校法人暁学園 四日市市萱生町238	151,484	(根拠) 私立学校振興助成法、生活部関係補助金等交付要綱 (公益性) 当補助金は、高等教育の充実と人材育成のための支援であり公益性を有する。 (必要性) 県内の高等教育の充実と県民の進路選択の拡大を図るとともに、将来の医療従事者を確保するうえで、大学設置にかかる学校法人の負担軽減のため、補助金を交付することが必要である。 (効果) 県からの助成により、設置母体となる学校法人の経済的な負担を軽減し、円滑な大学設置に寄与することができた。 (交付基準等の妥当性) 従来から、大学の設置や学部の新設に対し、その設置にかかる経費の1/10の範囲内で補助金を交付している経緯があり、これまでの経緯に照らして均衡を欠くものではなく、妥当性を有する。	青少年 私学室	

補助金等評価結果調書

(部局名：健康福祉部)(単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
18-2-1	社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金	(独法)福祉医療機構 理事長 山口剛彦 東京都港区虎ノ門4丁目3番13号	434,165	(根拠)社会福祉施設職員等退職手当共済法第19条及び三重県健康福祉部関係補助金交付要綱 民間社会福祉施設職員の処遇の向上を図ることを目的としたこの補助金は、社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づき支給される民間社会福祉施設等の職員の退職手当金の支給に要する費用の一部を、国と県が独立行政法人福祉医療機構に対して補助を行うものである。 この事業の実施により、利用者本位の福祉サービス提供の向上のため、社会福祉施設職員の共済制度を充実させることによって、福祉施設で働く職員への安定化を図り、業務への意欲と福祉への人材の確保を担いとし、資質の向上とより多くの人材確保を行うという目標を達成することができた。	地域福祉室	
18-2-2	心身障害者医療費補助金	伊勢市 市長 森下隆生 伊勢市岩渕1-7-29	129,551	(根拠)三重県健康福祉部関係補助金交付要綱 心身障害者に医療費を助成し、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的としたこの補助金は、県内の給付の一定水準を確保するため、県として事業を行うことが必要であり、対象者に助成金を支給するものであることから、補助金を交付することが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、安心を支える医療・福祉を推進するという政策について、医療費の支払いが困難な対象者が安心して医療を受けられる環境整備を図ることができた。	生活保障室	
18-2-3	心身障害者医療費補助金	松阪市 市長 下村猛 松阪市殿町1340-1	161,435	同上	生活保障室	
18-2-4	心身障害者医療費補助金	桑名市 市長 水谷元 桑名市中央町2-37	124,846	同上	生活保障室	
18-2-5	心身障害者医療費補助金	伊賀市 市長 今岡睦之 伊賀市上野丸之内116	104,928	同上	生活保障室	
18-2-6	心身障害者医療費補助金	鈴鹿市 市長 川岸光男 鈴鹿市神戸1-18-18	165,852	同上	生活保障室	

補助金等評価結果調書

(部局名：健康福祉部)(単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
18-2-7	心身障害者医療費補助金	津市 市長 松田直久 津市西丸之内 23-1	296,373	(根拠)三重県健康福祉部関係補助金交付要綱 心身障害者に医療費を助成し、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的としたこの補助金は、県内の給付の一定水準を確保するため、県として事業を行うことが必要であり、対象者に助成金を支給するものであることから、補助金を交付することが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、安心を支える医療・福祉を推進するという政策について、医療費の支払いが困難な対象者が安心して医療を受けられる環境整備を図ることができた。	生活保障室	
18-2-8	心身障害者医療費補助金	四日市市 市長 井上哲夫 四日市市諏訪町 1-5	283,316	同上	生活保障室	
18-2-9	乳幼児医療費補助金	鈴鹿市 市長 川岸光男 鈴鹿市神戸 1-18-18	121,722	(根拠)三重県健康福祉部関係補助金交付要綱 次世代育成の重要性から、乳幼児に医療費を助成し、子育て家庭の経済的負担を軽減することを目的としたこの補助金は、県内の給付の一定水準を確保するため、県として事業を行うことが必要であり、対象者に助成金を支給するものであることから、補助金を交付することが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、安心を支える医療・福祉を推進するという政策について、医療費の支払いが困難な対象者が安心して医療を受けられる環境整備を図ることができた。	生活保障室	
18-2-10	乳幼児医療費補助金	津市 市長 松田直久 津市西丸之内 23-1	142,059	同上	生活保障室	
18-2-11	乳幼児医療費補助金	四日市市 市長 井上哲夫 四日市市諏訪町 1-5	156,793	同上	生活保障室	
18-2-55	いなば園自立経営基盤整備負担金	(社福)三重県厚生事業団 理事長 丸山浩司 津市一身田大古曾670-2	500,000	三重県厚生事業団が運営するいなば園が事業団直営の施設として、自立的、主体的、効率的な経営を果たしつるための経費を負担することで、安定経営を図るとともに、利用者へのサービスの向上、利用促進に効果があった。	障害福祉室	

補助金等評価結果調書

(部局名：健康福祉部)(単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
18-3-1	軽費老人ホーム事務費補助金	(社福)青山里会 理事長 川村陽一 四日市市山田町5500-1	111,269	(根拠)三重県軽費老人ホーム補助金交付要領及び三重県健康福祉部関係補助金交付要綱 軽費老人ホームの入居者負担を軽減し、もって高齢者福祉サービスの向上を図ることを目的としたこの補助金は、軽費老人ホームの運営に必要な事務費に対し、県として補助金を交付することが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、安心を支える医療・福祉を推進するという施策について、収入が少ない高齢者でも安心して入居し生活できる環境整備を図ることができた。	長寿社会室	
18-3-2	軽費老人ホーム事務費補助金	(社福)長茂会 理事長 世古祐臣 尾鷲市南浦4584-3	90,989	同上	長寿社会室	
18-3-3	精神障害者社会復帰施設運営費補助金	(社福)四季の里 理事長 田中昌治 四日市市山田町向山836-1	83,356	(根拠)障害者自立支援給付費国庫負担(補助)金交付要綱 精神障がい者の社会復帰を促進することを目的としたこの補助金は、資源の絶対数が不足していること、そのため利用者が広域にわたっていること等から県として事業を行うことが必要であり、現状では補助金以外に施設を運営する財源が無いことから、補助金を交付することが最も効果的な方法である。(障害者自立支援法に定める事業所へ移行後は補助金の対象外となる) この事業の実施により、県障害者プランの施設資源充実の一助とすることができた。 なお、一層の効果を図るため、施設実地監査等で利用者の処遇の充実を促進していきたい。	障害福祉室	
18-3-4	精神障害者社会復帰施設運営費補助金	(社福)夢の郷 理事長 大山雄志 津市城山1-8-16	83,980	同上	障害福祉室	
18-3-5	精神障害者社会復帰施設運営費補助金	(社福)愛恵会 理事長 齋藤純一 松阪市下村町字覚部 2203-1	88,600	同上	障害福祉室	

補助金等評価結果調書

(部局名：健康福祉部)(単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
19-1-1	福祉サービス利用援助等事業補助金	(社福)三重県社会福祉協議会 会長 森下達也 三重県津市桜橋2丁目131	83,955	(根拠)セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱及び三重県健康福祉部関係補助金交付要綱 認知症高齢者や知的障がい者等に対して、福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、地域において自立した生活を送れるよう支援することを目的としたこの補助金は、社会福祉法第81条の規定に基づき三重県社会福祉協議会が行う、福祉サービス利用援助事業等に要する費用を国と県が補助するものである。 この事業の実施により、判断能力の不十分な方が適切に福祉サービスを利用できるよう、福祉サービスの利用契約手続きや日常金銭管理等の援助を行うための体制整備を図ることができた。	地域福祉室	
19-1-2	児童養護施設等整備費補助金	(社福)アパティア福祉会 理事長 桑名 聡 愛知県豊川市平尾町諏訪下10	132,303	(根拠)平成18年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱 「児童福祉法」の規定に基づく児童養護施設等の整備を促進することを目的としたこの補助金は、「児童福祉法」の規定により、市町村、社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用に対し、国が1/2、県が1/4を負担することになっている。 この事業の実施により、児童養護施設等の施設整備を進め、要保護児童を適切に保護し、自立支援するための環境整備を図ることができた。	こども家庭室	
19-1-3	特別養護老人ホーム整備事業費補助金	(社福)宏育会 理事長 内田茂喜 三重郡川越町大字豊田85番地の1	236,250	(根拠)三重県老人保健福祉施設整備費補助金交付要領 老人福祉サービスにかかる基盤整備の推進を目的としたこの補助金は、社会福祉法人等が施設整備を行う際に必要となる多額の財政負担を軽減し、高齢者の安全安心を支える介護基盤の整備を促進するものであり、県として補助を行うことが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、三重県高齢者保健福祉計画・三重県介護保険事業支援計画に掲げる目標達成に向け、一定の推進を行うことができた。	長寿社会室	
19-1-4	特別養護老人ホーム整備事業費補助金	(社福)陽光会 理事長 村瀬洋子 鈴鹿市神戸三丁目17-32	101,250	同上	長寿社会室	
19-1-5	特別養護老人ホーム整備事業費補助金	(社福)正寿会 理事長 伊藤重行 津市戸木町4187番地	236,250	同上	長寿社会室	
19-1-6	特別養護老人ホーム整備事業費補助金	(社福)三重豊生会 理事長 岩崎 透 度会郡度会町大野木2945-2	168,750	同上	長寿社会室	

補助金等評価結果調書

(部局名：健康福祉部)(単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
19-1-7	特別養護老人ホーム整備事業費補助金	(社福)北斗会 理事長 吉田 正 度会郡大紀町野原519番地1	101,250	(根拠)三重県老人保健福祉施設整備費補助金交付要領 老人福祉サービスにかかる基盤整備の推進を目的としたこの補助金は、社会福祉法人等が施設整備を行う際に必要となる多額の財政負担を軽減し、高齢者の安全安心を支える介護基盤の整備を促進するものであり、県として補助を行うことが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、三重県高齢者保健福祉計画・三重県介護保険事業支援計画に掲げる目標達成に向け、一定の推進を行うことができた。	長寿社会室	
19-1-8	特別養護老人ホーム整備事業費補助金	(社福)太陽の里 理事長 鈴木 齋 松阪市船江町785番地	155,250	同上	長寿社会室	
19-1-10	北勢健康増進センター整備事業費補助金	四日市市 市長 井上哲夫 四日市市諏訪町1番5号	99,892	(根拠)北勢健康増進センター整備事業費補助金交付要綱 地域住民の健康回復、健康増進を推進するため、四日市市が行う北勢健康増進整備事業費を一部補助する。 この事業の実施により健康づくりと保健予防の推進を図った。	健康づくり室	
19-2-2	障害者施設整備費補助金	(社福)慈徳会 理事長 小倉博之 北牟婁郡紀北町海山区上里堂の谷22-7-1	124,203	(根拠)社会福祉施設等施設整備費及び設備整備費国庫負担(補助)金交付要綱 障がい者福祉サービスに係る基盤整備の推進を目的としたこの補助金は、社会福祉法人等が施設整備を行う際に必要となる多額の財政負担を軽減し、障害者の多様なくらしの場と活動の場の基盤づくりを促進するものであり、地域の障害福祉サービスの向上と利用者の安全・快適性図るために効果的である。	障害福祉室	
19-2-3	障害者施設整備費補助金	(社福)ぬくもりの里 理事長 仲野博司 四日市市坂部が丘3丁目	73,021	同上	障害福祉室	
19-2-4	救命救急センター運営費補助金	日本赤十字社三重県支部 副支部長 津市栄町1丁目891	89,394	(根拠)医療施設運営費等補助金交付要綱 重篤救急患者の医療の確保を目的としたこの補助金は、三次救急医療機関(救命救急センター)の協力により実施が可能な事業であり、救命救急センターの安定した運営の確保を目的とし補助金を交付することが最も効果的な方法である。 この事業の実施により、三次救急医療体制を確保している。	医療政策室	

補助金等評価結果調査

(部局名：健康福祉部)(単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
19-2-5	看護師等養成所施設整備補助金	(学法)聖十字学院 理事長 小松幸男 三重郡菟野町宿野1,433-74	137,635	(根拠)看護師等養成所施設整備費補助金交付要領 看護師等養成所の施設整備の推進を目的としたこの補助金は、整備するために必要な多額の財政負担について県が補助を行い、軽減することが最も効果的な方法である。この事業の実施により質の高い看護職員の養成を図っている。	医療政策室	
19-2-6	国民健康保険調整交付金	津市 市長 松田直久 津市西丸ノ内23-1	909,787	(根拠)国民健康保険法第72条の2 国民健康保険事業の財政は、定率の国庫負担の他は保険料をその財源としてこれを賄うのが原則であるが、市町の産業構造、住民の所得、家族構成等により被保険者の保険料負担能力には市町間において格差が存在している。このような定率国庫負担のみでは解消できない市町間の財政調整をするため、県が調整交付金を交付することは効果的な方法である。 この事業の実施により、国民健康保険制度運営の安定化を図ることができた。	生活保障室	
19-2-7	国民健康保険調整交付金	四日市市 市長 井上哲夫 四日市市諏訪町1-5	882,592	同上	生活保障室	
19-2-8	国民健康保険調整交付金	伊勢市 市長 森下隆生 伊勢市岩淵1-7-29	449,827	同上	生活保障室	
19-2-9	国民健康保険調整交付金	松阪市 市長 下村猛 松阪市殿町1340-1	637,915	同上	生活保障室	
19-2-10	国民健康保険調整交付金	桑名市 市長 水谷 元 桑名市中央町2-37	414,361	同上	生活保障室	
19-2-11	国民健康保険調整交付金	鈴鹿市 市長 川岸光男 鈴鹿市神戸1-18-18	567,130	同上	生活保障室	

補助金等評価結果調書

(部局名：健康福祉部)(単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
19-2-12	国民健康保険調整交付金	名張市 市長 亀井利克 名張市鴻之台1番町1	217,051	(根拠)国民健康保険法第72条の2 国民健康保険事業の財政は、定率の国庫負担の他は保険料をその財源としてこれを賄うのが原則であるが、市町の産業構造、住民の所得、家族構成等により被保険者の保険料負担能力には市町間において格差が存在している。このような定率国庫負担のみでは解消できない市町間の財政調整をするため、県が調整交付金を交付することは効果的な方法である。 この事業の実施により、国民健康保険制度運営の安定化を図ることができた。	生活保障室	
19-2-13	国民健康保険調整交付金	尾鷲市 市長 伊藤允久 尾鷲市中央町10-43	112,692	同上	生活保障室	
19-2-14	国民健康保険調整交付金	亀山市 市長 田中亮太 亀山市本丸町577	126,626	同上	生活保障室	
19-2-15	国民健康保険調整交付金	鳥羽市 市長 木田久主一 鳥羽市鳥羽3-1-1	127,315	同上	生活保障室	
19-2-16	国民健康保険調整交付金	熊野市 市長 河上敢二 熊野市井戸町796	119,574	同上	生活保障室	
19-2-17	国民健康保険調整交付金	菰野町 町長 服部忠行 菰野町大字潤田1250	122,201	同上	生活保障室	
19-2-18	国民健康保険調整交付金	明和町 町長 木戸口真澄 明和町大字馬之上945	80,596	同上	生活保障室	
19-2-19	国民健康保険調整交付金	いなべ市 市長 日沖靖 いなべ市笠田新田111	135,003	同上	生活保障室	

補助金等評価結果調書

(部局名：健康福祉部)(単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
19-2-20	国民健康保険調整交付金	志摩市 市長 竹内千尋 志摩市阿児町鷓方3098-9	328,623	(根拠)国民健康保険法第72条の2 国民健康保険事業の財政は、定率の国庫負担の他は保険料をその財源としてこれを賄うのが原則であるが、市町の産業構造、住民の所得、家族構成等により被保険者の保険料負担能力には市町間において格差が存在している。このような定率国庫負担のみでは解消できない市町間の財政調整をするため、県が調整交付金を交付することは効果的な方法である。 この事業の実施により、国民健康保険制度運営の安定化を図ることができた。	生活保障室	
19-2-21	国民健康保険調整交付金	伊賀市 市長 今岡睦之 伊賀市上野丸ノ内116	356,814	同上	生活保障室	
19-2-22	国民健康保険調整交付金	南伊勢町 町長 稲葉輝喜 南伊勢町五ヶ所浦3057	114,433	同上	生活保障室	
19-2-23	国民健康保険調整交付金	紀北町 町長 奥山始郎 紀北町海山区相賀495番地8	108,481	同上	生活保障室	

第3-1号様式(条例第7条第3項関係)

継続評価実施計画

(部局名:健康福祉部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	全体計画		当該年度の交付額	翌年度以降の交付予定額	評価を行う時期	継続して評価を行う理由	室(課)名	備考
			事業期間	交付総額						
19-1-3	特別養護老人ホーム整備事業費補助金	(社福)宏育会 理事長 内田茂喜 三重郡川越町大字豊田85番地の1	H18~H19	236,250	94,500	141,750	平成20年9月	補助金の一部を繰り越す必要が生じ、事業の完了が平成19年度になったため。	長寿社会室	
19-1-4	特別養護老人ホーム整備事業費補助金	(社福)正寿会 理事長 伊藤重行 津市戸木町4187番地	H18~H19	236,250	70,875	165,375	平成20年9月	補助金の一部を繰り越す必要が生じ、事業の完了が平成19年度になったため。	長寿社会室	
19-1-5	特別養護老人ホーム整備事業費補助金	(社福)太陽の里 理事長 鈴木 齋 松阪市船江町785番地	H18~H19	155,250	108,675	46,575	平成20年9月	補助金の一部を繰り越す必要が生じ、事業の完了が平成19年度になったため。	長寿社会室	

第3-2号様式(条例第7条第3項関係)

補助金等継続評価結果調書

(部局名:健康福祉部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	全体計画		当該年度の 交付額	評価結果	評価の継続性	室(課)名	備考
			事業期間	交付総額					
18-1-3	障害者施設整備費補助金 (17~18年度)	(社福)三重済美学 院 理事長 中村文裕 伊勢市辻久留3丁目 17-5	17~18年度	235,031	144,169	(根拠)社会福祉施設等施設整備費及び設備整備費国庫負担(補助)金交付要綱 障がい者福祉サービスに係る基盤整備の推進を目的としたこの補助金は、社会福祉法人等が施設整備を行う際に必要となる多額の財政負担を軽減し、障がい者の多様なくらしの場と活動の場の基盤づくりを促進するものであり、地域の障がい福祉サービスの向上と利用者の安全・快適性図るために効果的である。	完了	障害福祉室	

補助金等評価結果調査

(部局名 環境森林部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
18-4-1 (18-3-2)	林道事業費補助金	熊野市 熊野市796番地	85,415	(根拠) 環境森林部関係補助金等交付要綱 (公益性) 林道の整備により森林整備が促進され、森林の持つ公益的機能が増進される。また、山村での定住環境を改善することにより、森林整備の担い手の確保を促進する。 (必要性) 森林の公益的機能を増進するためには、森林整備を支える山村地域を活性化するとともに、森林整備の基盤づくりを行うことが必要である。 (効果) 林道事業の実施により、自然との共生の確保という政策の中で、公益的機能発揮のための森林の整備を推進することができた。 (交付基準等の妥当性) 森林所有者自ら森林整備を促進することが効率的であることから、補助金を交付し森林整備を促すことが最も効果的な方法である。	森林保全室	
19-2-2	林道施設災害復旧事業費補助金	大台町 多気郡大台町750番地	175,919	(根拠) 三重県農林水産業施設災害復旧事業費補助金交付要綱 (公益性) 災害により利用不可能となった林道を復旧することにより、森林整備が可能となり、森林の持つ公益的機能が発揮される。 (必要性) 森林の公益的機能を発揮させるためには、森林整備の推進が重要で、そのためには林道の復旧が不可欠である。 (効果) 災害復旧事業の実施により、自然との共生の確保という政策の中で、公益的機能発揮のための森林の整備を推進することができた。 (交付基準等の妥当性) 国庫補助対象事業を交付対象としており、効果的な林道の復旧が可能である。	森林保全室	
18-3-1	廃棄物処理センター一般廃棄物処理事業費補助金	(財)三重県環境保全事業団 津市河芸町上野3258番地	500,000	(根拠) 環境森林部関係補助金等交付要綱 (公益性) 市町から搬入される一般廃棄物の焼却残さを廃棄物処理センターのガス化溶融処理施設において広域的に処理することは、ダイオキシン類対策上必要であり、県が支援を行なうことは公益性を有する。 (必要性) 廃棄物処理センター溶融処理事業は稼働以来、多額の赤字を出し、事業主体である(財)三重県環境保全事業団は平成15年度から債務超過に陥っている。赤字を解消し、経営の安定化を図ったうえで、事業を継続させていくためには、事業主体の経営努力や市町の適正な処理料金の負担に加え、県の一定の支援が必要である。 (効果) 事業主体の経営努力、市町の適正料金の負担及び県の支援により、一般廃棄物の焼却残さの処理に関しては経営状況が改善しつつあり、累積赤字が縮小するとともに、単年度の収支は均衡するようになった。これにより、廃棄物を適正に処理する体制が整いつつある。 (交付基準等の妥当性) 一般廃棄物の焼却残さの処理に関しては、平成16年度末における累積赤字額を基準とし、この解消のため必要な経費を支援している。累積赤字を解消し、経営の安定化を図るためには補助金を交付することは妥当である。	廃棄物対策室	

第3 - 1号様式 (条例第7条第3項関係)

継続評価実施計画

(部局名 環境森林部)(単位 :千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	全体計画		当該年度の交付額	翌年度以降の交付予定額	評価を行う時期	継続して評価を行う理由	室(課)名	備考
			事業期間	交付総額						
18-4-1 (18-3-2)	林道事業費補助金	熊野市 熊野市796番地	H18~H19	85,415	32,726	52,689	H20	繰越によるため	森林保全室	
19-2-2	林道施設災害復旧事業費補助金	大台町 多気郡大台町750番地	H18~H19	175,919	139,713	36,206	H20	繰越によるため	森林保全室	

補助金等継続評価結果調書

(部局名 環境森林部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	全体計画		当該年度の交付額	評価結果	評価の継続性	室(課)名	備考
			事業期間	交付総額					
17-3-1	林道事業費補助金	松阪市 松阪市1340番地1	H17～H18	116,081	45,104	(根拠) 環境森林部関係補助金等交付要綱 (公益性) 林道の整備により森林整備が促進され、森林の持つ公益的機能が増進される。また、山村での定住環境を改善することにより、森林整備の担い手の確保を促進する。 (必要性) 森林の公益的機能を増進するためには、森林整備を支える山村地域を活性化するとともに、森林整備の基盤づくりを行うことが必要である。 (効果) 林道事業の実施により、自然との共生の確保という政策の中で、公益的機能発揮のための森林の整備を推進することができた。 (交付基準等の妥当性) 森林所有者自ら森林整備を促進することが効率的であることから、補助金を交付し森林整備を促すことが最も効果的な方法である。	完了	森林保全室	
18-1-1 (17-2-9)	林道事業費補助金	熊野市 熊野市井戸町796番地	H17～H18	162,431	86,812	〃	完了	森林保全室	
18-2-2	林道施設災害復旧事業費補助金 (平成17年度)	松阪市 松阪市1340番地1	H17～H18	227,796	68,222	(根拠) 三重県農林水産業施設災害復旧事業費補助金交付要綱 (公益性) 災害により利用不可能となった林道を復旧することにより、森林整備が可能となり、森林の持つ公益的機能が発揮される。 (必要性) 森林の公益的機能を発揮させるためには、森林整備の推進が重要で、そのためには林道の復旧が不可欠である。 (効果) 災害復旧事業の実施により、自然との共生の確保という政策の中で、公益的機能発揮のための森林の整備を推進することができた。 (交付基準等の妥当性) 国庫補助対象事業を交付対象としており、効果的な林道の復旧が可能である。	完了	森林保全室	
18-2-3	林道施設災害復旧事業費補助金 (平成17年)	大台町 多気郡大台町大字佐原750番地	H17～H18	1,165,051	777,929	〃	完了	森林保全室	
18-2-4	林道施設災害復旧事業費補助金 (平成17年)	紀北町 北牟婁郡紀北町海山区495番地8	H17～H18	204,188	108,899	〃	完了	森林保全室	

補助金等評価結果調査

(部局名：農水商工部) (単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
19-1-3 (18-3-6)	広域漁港整備事業費補助金	鳥羽市 鳥羽市鳥羽3-1 -1	177,475	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 「市場の不完全性」 広く漁業者が共同利用する施設であることから公益性を有するとともに、市場が不完全であり施設整備に多額の費用を要することから、国庫補助による公共事業として国、県の補助金によらなければ事業実施が困難である。</p> <p>(必要性) 消費者ニーズに対応した安全・安心な水産物の供給が国民的課題となっているなかで、安全・安心な水産物の供給体制を構築させるために不可欠な事業であることから、国庫補助により実施する公共事業であり、また、本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、事業主体は国及び県の補助金によらなければ、事業実施が困難である。</p> <p>(効果) 漁港漁場整備長期計画に基づき、漁業活動の拠点として、菅島漁港で橋梁上部工事、答志漁港で浮き棧橋の工事を行い、安全に漁船を係留し漁業活動が出来るよう施設の整備を図った。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 受益者が特定できず、市管理漁港の整備事業であるため、水産物供給基盤整備事業補助金交付要綱に基づく国庫補助金と県補助金を交付し、市町が実施することが最も効果的な方法である。</p>	水産基盤室	

補助金等評価結果調査

(部局名：農水商工部) (単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
19-2-18 (19-1-2)	地域水産物供給 基盤整備事業費 補助金	鳥羽市 鳥羽市鳥羽3-1 -1	248,305	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 「市場の不完全性」 広く漁業者が共同利用する施設であることから公益性を有するとともに、市場が不完全であり施設整備に多額の費用を要することから、国庫補助による公共事業として国、県の補助金によらなければ事業実施が困難である。</p> <p>(必要性) 消費者ニーズに対応した安全・安心な水産物の供給が国民的課題となっているなかで、安全・安心な水産物の供給体制を構築させるために不可欠な事業であることから、国庫補助により実施する公共事業であり、また、本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、事業主体は国及び県の補助金によらなければ、事業実施が困難である。</p> <p>(効果) 漁港漁場整備長期計画に基づき、漁業活動の拠点となる坂手漁港他3漁港において高波等の発生時にも安全に漁船を係留及び漁業活動が出来る施設として整備し、機能が増進するとともに安全性が向上した。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 受益者が特定できず、市管理漁港の整備事業であるため、水産物供給基盤整備事業補助金交付要綱に基づく国庫補助金と県補助金を交付し、市町が実施することが最も効果的な方法である。</p>	水産基盤室	

補助金等評価結果調査

(部局名：農水商工部) (単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
19-1-5 (18-2-7)	農村総合整備統合補助事業費補助金	伊勢市 伊勢市岩渕1-7-29	196,500	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 都市部に比べて立ち後れている農業の条件整備を目標とする当事業は、民間で取り組む可能性は無く、県が関与することは妥当と考える。</p> <p>(必要性) 本事業は農村空間の整備、創出による生活環境の向上、快適環境の形成のために実施しており、また、県民しあわせプラン第二次戦略計画においても「魅力が発揮できるむらづくり」「消費者ニーズに応えた農畜産物の安定供給」に位置づけられている。さらに、本事業実施には多額の経費を要するため、事業主体にとって国や県の補助金は、緊急かつ重要となっている。</p> <p>(効果) 団体営農村総合整備事業により、農業生産基盤の整備及びこれと関係をもつ農村生活環境の整備を総合的に実施し、農村地域の活性化を図ることができた。 農道整備(上地地区)、集落道路整備(村松地区)等を実施]</p> <p>(交付基準等の妥当性) 国が制定した農村総合整備事業等実施要綱及び農村整備事業統合補助金交付要綱に基づき、県は国からの補助金を受け、県の補助金交付規則等に基づき補助している。</p>	農山漁村室	

補助金等評価結果調査

(部局名：農水商工部) (単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
18-2-8	団体営中山間地域総合整備事業費補助金	南伊勢町 度会郡南伊勢町 五ヶ所浦 3057	75,500	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 都市部及び平野部に比べ地理的制約等不利な面が多い中山間地域の農業の生産性向上と生活環境整備を目標とする当事業は、民間で取り組む可能性は無く、県が関与することは妥当と考える。</p> <p>(必要性) 本事業は中山間地域が有する多面的な機能を生かした農業の確立と、農村地域の活性化を図るために実施しており、また、県民しあわせプラン第二次戦略計画においても「魅力が発揮できるむらづくり」「消費者ニーズに応えた農畜産物の安定供給」に位置づけられている。さらに、本事業実施には多額の経費を要するため、事業主体にとって国や県の補助金は、緊急かつ重要となっている。</p> <p>(効果) 団体営中山間地域総合整備事業により、中山間地域が有する多面的な機能を生かし、立地条件等地域の実情に即した農業生産基盤の整備を実施し、町自らが策定した活性化計画に基づく中山間地域の活性化を図ることができた。 〔ほ場整備(大江地区)等を実施〕</p> <p>(交付基準等の妥当性) 国が制定した中山間地域総合整備事業実施要綱及び中山間総合整備事業補助金交付要綱に基づき、県は国からの補助金を受け、県の補助金交付規則等に基づき補助している。</p>	農山漁村室	

補助金等評価結果調書

(部局名：農水商工部) (単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
18-2-9	団体営農業集落排水整備促進事業費補助金	四日市市 四日市市諏訪町1 - 5	170,185	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 公共用水域の水質保全を目標とする当事業は、民間で取り組む可能性は無く、県が関与することは妥当と考える。</p> <p>(必要性) 本事業は、公共用水域の水質保全という県民ニーズにより実施しており、また県民しあわせプランにおいても、「生活排水対策の推進」生産と生活の調和のあるむらづくり」に位置づけられている。さらに、本事業の実施には多額の経費を要するため、事業主体にとって国や県の補助金は、緊急かつ重要となっている。</p> <p>(効果) 農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するための施設整備(水沢中部地区は事業完了、小西地区は管路工と処理場の一部が完了)が進捗した。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 国が制定した農業集落排水資源循環統合補助実施要綱及び農村整備事業統合補助金交付要綱に基づき、県は国から補助金を受け、県の補助金交付規則等に基づき補助している。</p>	農山漁村室	

補助金等評価結果調査

(部局名：農水商工部) (単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
19-2-20 (18-2-10)	団体営農業集落排水整備促進事業費補助金	鈴鹿市 鈴鹿市神戸1-18 -18	339,865	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 公共用水域の水質保全を目標とする当事業は、民間で取り組む可能性は無く、県が関与することは妥当と考える。</p> <p>(必要性) 本事業は、公共用水域の水質保全という県民ニーズにより実施しており、また県民しあわせプランにおいても、「生活排水対策の推進」生産と生活の調和のあるむらづくり」に位置づけられている。さらに、本事業の実施には多額の経費を要するため、事業主体にとって国や県の補助金は、緊急かつ重要となっている。</p> <p>(効果) 農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するための施設整備(伊船・長澤地区は事業完了、椿地区、東庄内地区は管路工、処理場の大部分が完了)が進捗した。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 国が制定した農業集落排水資源循環統合補助実施要綱及び農村整備事業統合補助金交付要綱に基づき、県は国から補助金を受け、県の補助金交付規則等に基づき補助している。</p>	農山漁村室	

補助金等評価結果調査

(部局名：農水商工部) (単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
18-2-11	団体営農業集落排水整備促進事業費補助金	亀山市 亀山市本丸町577	124,230	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 公共用水域の水質保全を目標とする当事業は、民間で取り組む可能性は無く、県が関与することは妥当と考える。</p> <p>(必要性) 本事業は、公共用水域の水質保全という県民ニーズにより実施しており、また県民しあわせプランにおいても、「生活排水対策の推進」生産と生活の調和のあるむらづくり」に位置づけられている。さらに、本事業の実施には多額の経費を要するため、事業主体にとって国や県の補助金は、緊急かつ重要となっている。</p> <p>(効果) 農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するための施設整備(南部地区は管路工、処理場の大部分が完了)が進捗した。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 国が制定した農業集落排水資源循環統合補助実施要綱及び農村整備事業統合補助金交付要綱に基づき、県は国から補助金を受け、県の補助金交付規則等に基づき補助している。</p>	農山漁村室	

補助金等評価結果調査

(部局名：農水商工部) (単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
19-2-22 (18-2-12)	団体営農業集落排水整備促進事業費補助金	伊賀市 伊賀市上野丸之内 116	163,519	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 公共用水域の水質保全を目標とする当事業は、民間で取り組む可能性は無く、県が関与することは妥当と考える。</p> <p>(必要性) 本事業は、公共用水域の水質保全という県民ニーズにより実施しており、また県民しあわせプランにおいても、「生活排水対策の推進」生産と生活の調和のあるむらづくり」に位置づけられている。さらに、本事業の実施には多額の経費を要するため、事業主体にとって国や県の補助金は、緊急かつ重要となっている。</p> <p>(効果) 農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するための施設整備(神戸地区は管路工の一部が完了、朝屋・百田地区は事業完了)が進捗した。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 国が制定した村づくり交付金実施要綱及び農村整備事業統合補助金交付要綱に基づき、県は国から補助金を受け、県の補助金交付規則等に基づき補助している。</p>	農山漁村室	

補助金等評価結果調査

(部局名：農水商工部) (単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
19-2-23 (18-2-13)	団体営農業集落排水整備促進事業費補助金	名張市 名張市鴻之台1-1	235,120	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 公共用水域の水質保全を目標とする当事業は、民間で取り組む可能性は無く、県が関与することは妥当と考える。</p> <p>(必要性) 本事業は、公共用水域の水質保全という県民ニーズにより実施しており、また県民しあわせプランにおいても、「生活排水対策の推進」生産と生活の調和のあるむらづくり」に位置づけられている。さらに、本事業の実施には多額の経費を要するため、事業主体にとって国や県の補助金は、緊急かつ重要となっている。</p> <p>(効果) 農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するための施設整備(赤目北部地区、名張地区は事業完了、錦生西部地区は管路工、処理場の大部分が完了)が進捗した。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 国が制定した村づくり交付金実施要綱及び農村整備事業統合補助金交付要綱に基づき、県は国から補助金を受け、県の補助金交付規則等に基づき補助している。</p>	農山漁村室	

補助金等評価結果調書

(部局名：農水商工部) (単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
19-2-21 (18-2-14)	団体営農業集落排水整備促進事業費補助金	菰野町 三重郡菰野町大字 潤田 1250	124,735	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 公共用水域の水質保全を目標とする当事業は、民間で取り組む可能性は無く、県が関与することは妥当と考える。</p> <p>(必要性) 本事業は、公共用水域の水質保全という県民ニーズにより実施しており、また県民しあわせプランにおいても、「生活排水対策の推進」生産と生活の調和のあるむらづくり」に位置づけられている。さらに、本事業の実施には多額の経費を要するため、事業主体にとって国や県の補助金は、緊急かつ重要となっている。</p> <p>(効果) 農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するための施設整備(田口新田地区は事業完了)が進捗した。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 国が制定した農業集落排水資源循環統合補助実施要綱及び農村整備事業統合補助金交付要綱に基づき、県は国から補助金を受け、県の補助金交付規則等に基づき補助している。</p>	農山漁村室	

補助金等評価結果調査

(部局名：農水商工部) (単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
19-2-7 (19-2-6)	三重県中小企業支援センター事業費補助金	財団法人三重県産業支援センター 津市栄町1-891	139,825	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 中小企業にとって情報化対応は、急速に進展する高度情報化社会において、強化すべき経営基盤の1つである。また、ものづくり基盤を支える県内下請中小企業に対して自立的発展を促す当センターの支援事業は、地域経済の活性化や雇用の確保のために不可欠である。これらの中小企業の経営資源強化及び経営革新の支援を促進する事業に対し、当該補助金で県が支援を行うことは妥当であり、公益性を有する。</p> <p>(必要性) 中小企業においては、社会的信用や資金の不足などから、情報化に必要なハード・ソフトの導入や人材の育成、確保について困難な課題が多く、情報化への対応が遅れがちである。また、発注企業の海外展開、海外部品調達割合が増加したことや、一層のコストダウン要請、短納期化への対応等、厳しい経営環境におかれている状況であり、補助事業者が当該補助金による様々な支援事業を実施することは必要である。</p> <p>(効果) 広域商談会の開催など取引先あっせんの場合が設けられ、15件の成約実績があった。また、情報化等の相談は、チャネルの拡大等のサービス強化により、広く県内より相談が寄せられており、県内企業の情報化に一定の効果があったものと考えられる。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 本事業の実施に係る経費について、当センターの自己財源(基金果実、受益者負担金)を超過する部分については、県補助金以外の資金調達は難しく、県として補助する必要がある、その基準は妥当である。</p>	産業支援室	

補助金等評価結果調査

(部局名：農水商工部) (単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
19-2-9 (19-2-8)	三重県中小企業 経営改革チャレ ンジ支援事業費 補助金	財団法人三重県産 業支援センター 津市栄町1-891	84,547	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 経営基盤が比較的に脆弱な中小企業者が、新商品・新技術開発等新たな事業活動を行うことや、事業戦略の構築及び具体的な課題の解決を図る為に、専門化の派遣を受け、経営改革を図ることは、県内企業の競争力の強化や、県内経済全体を活性化させることに繋がるものであり、県が補助金により支援を行うことは妥当であり、公益性を有する。</p> <p>(必要性) 中小企業においては、社会的信用や資金の不足などから、経営基盤の強化の機会に乏しい。新商品・新技術の開発や、長期的な経営目標となる事業戦略の構築及び目前の課題解決のため、当センターが様々な支援メニューを提供し、その機会を設けることは有意義なことであり、必要性は高いものとする。</p> <p>(効果) 専門家派遣による各種相談件数は目標値を超え、県内企業の経営レベルの底上げに繋がったものと考えられる。また、新商品・新技術開発支援事業においては、16年度からの3年で、新製品として発売されたものや特許を取得した技術もあり、研究開発の成果があがっている。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 本事業の実施に係る経費について、当センターの自己財源(基金果実、受益者負担金)を超過する部分については、県補助金以外の資金調達は難しく、県として補助する必要がある、その基準は妥当である。</p>	産業支援室	

補助金等評価結果調査

(部局名：農水商工部) (単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
19-2-5 (18-2-17)	中小企業連携組織対策事業費補助金	三重県中小企業団体中央会 津市栄町1-891	128,153	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 市場の不完全性」 中小企業連携組織の推進並びに中小企業団体の育成及び指導を目的とした補助金は、県内中小企業を取り巻く経営環境が一段と厳しい状況にある中、地域経済の活性化や雇用創出を支える主体である中小企業を支援するための組合組織化等の事業であることから、公益性を有する。</p> <p>(必要性) 中小企業を取り巻く現状は、情報化、国際化、消費者ニーズの多様化・高度化等の影響を受けて、一段と厳しい環境にあることから、その経営基盤の強化を図るため、県中央会が組合組織化等の諸事業を行うことは必要である。</p> <p>(効果) 中小企業者の連携組織の推進と事業協同組合等の指導育成により、中小企業者の組合組織化と適正な運営管理が行われ、既存産業の高度化・高付加価値化の促進に向け、中小企業者の経済的地位の向上が図られた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 県中央会は、中小企業等協同組合法により設立された団体であり、組合の指導・監督及び中小企業の連携組織を推進する専門的支援機関であることから、補助金を交付することが最も効果的な方法である。</p>	産業支援室	

補助金等評価結果調査

(部局名：農水商工部) (単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
19-2-10 (18-3-1)	小規模事業支援費補助金	三重県商工会連合会 津市栄町1-891	118,576	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 三重県商工会連合会が行う小規模事業者の経営または技術の改善発達のための事業の充実等を目的としたこの補助金は、県内35商工会(10月から34商工会)の発達を図り、もって地域商工業の振興に資することから、公益性を有する。</p> <p>(必要性) 県内の商工会の強化を図るためには、商工会を指導する立場にある同連合会を通じて支援を行うことが最も効率的かつ効果的であるため、同連合会の事業に対して助成を行うことが必要である。</p> <p>(効果) 商工会が行う経営改善普及事業(金融、税務、労働等に関する相談や創業・経営革新支援)を指導することによって、商工会の指導能力が向上し、結果、小規模事業者への効果的、効率的な支援を図ることができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 同連合会は商工会法に基づき設立され、県内の商工会が加入する団体であるため、県が商工会を通じて小規模事業者を支援するにあたり、同連合会に対して補助金を交付することが効率的、効果的である。また、本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、県の補助がなければ事業実施は不可能である。</p>	産業支援室	

補助金等評価結果調査

(部局名：農水商工部) (単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
19-2-12 (18-3-2)	小規模事業支援 費補助金	四日市商工会議所 四日市市諏訪町2 - 5	76,387	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 四日市商工会議所が行う小規模事業者の経営または技術の改善発達のための事業の充実等を目的としたこの補助金は、同会議所管内約1万の小規模事業者の振興と安定を図り、もって地域経済の振興に資することから、公益性を有する。</p> <p>(必要性) 多数の小規模事業者の振興を図るためには、当該事業者の状況やニーズを詳細に把握している同会議所を通じて支援を行うことが最も効果的かつ効果的であるため、同会議所の事業に対して助成を行うことが必要である。</p> <p>(効果) 経営改善普及事業(金融、税務、労働等に関する相談や創業 経営革新支援)を実施したことにより、多くの小規模事業者の売上の維持、増加、必要資金の融資、経営改善等が図られ、それら事業者の競争力を高め、経営の安定を図ることができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 同会議所は商工会議所法に基づき設立され、地域の事業者で組織される団体であるため、県が小規模事業者を支援するにあたって、同会議所に対して補助金を交付することは効果的、効果的である。また、本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、県の補助がなければ事業実施は不可能である。</p>	産業支援 室	

補助金等評価結果調査

(部局名：農水商工部) (単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
19-2-11 (18-4-3)	小規模事業支援費補助金	津商工会議所 津市丸之内29-14	105,525	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 津商工会議所が行う小規模事業者の経営または技術の改善発達のための事業の充実等を目的としたこの補助金は、同会議所管内約7千の小規模事業者の振興と安定を図り、もって地域経済の振興に資することから、公益性を有する。</p> <p>(必要性) 多数の小規模事業者の振興を図るためには、当該事業者の状況やニーズを詳細に把握している同会議所を通じて支援を行うことが最も効果的かつ効果的であるため、同会議所の事業に対して助成を行うことが必要である。</p> <p>(効果) 経営改善普及事業(金融、税務、労働等に関する相談や創業 経営革新支援)を実施したことにより、多くの小規模事業者の売上の維持、増加、必要資金の融資、経営改善等が行われ、それら事業者の競争力を高め、経営の安定を図ることができた。また、幹事会議所として提案公募事業や研修会等を実施し、県内12会議所のレベルアップを図った。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 同会議所は商工会議所法に基づき設立され、地域の事業者で組織される団体であるため、県が小規模事業者を支援するにあたって、同会議所に対して補助金を交付することは効果的、効果的である。また、本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、県の補助がなければ事業実施は不可能である。</p>	産業支援室	

補助金等評価結果調査

(部局名：農水商工部) (単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
19-2-13 (18-4-4)	小規模事業支援 費補助金	志摩市商工会 志摩市阿児町鷺方 3440-1	96,753	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 志摩市商工会が行う小規模事業者の経営または技術の改善発達のための事業の充実等を目的としたこの補助金は、同商工会管内約3千の小規模事業者の振興と安定を図り、もって地域経済の振興に資することから、公益性を有する。</p> <p>(必要性) 多数の小規模事業者の振興を図るためには、当該事業者の状況やニーズを詳細に把握している同商工会を通じて支援を行うことが最も効率的かつ効果的であるため、同商工会の事業に対して助成を行うことが必要である。</p> <p>(効果) 経営改善普及事業(金融、税務、労働等に関する相談や創業 経営革新支援)を実施したことにより、多くの小規模事業者の売上の維持、増加、必要資金の融資、経営改善、経営革新等を図った他、志摩・度会広域連合による専門的、広域的支援を行い、それら事業者の競争力を高め、経営の安定を図ることができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 同商工会は商工会法に基づき設立され、地域の事業者で組織される団体であるため、県が小規模事業者を支援するにあたって、同商工会に対して補助金を交付することが効率的、効果的である。また、本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、県の補助がなければ事業実施は不可能である。</p>	産業支援 室	

補助金等評価結果調査

(部局名：農水商工部) (単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
19-2-4 (19-2-3)	三重県産業支援センター事業費補助金	財団法人三重県産業支援センター 津市栄町1-891	225,806	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) この補助金は、本県における新産業の創出を促進することを目的とし、景気変動に強い柔軟な産業構造へ転換させるとともに、雇用の増大などにより地域経済を活性化させるという理由により、公益性を有する。</p> <p>(必要性) 起業を尊ぶ風土を醸成し、成功事例から起業を活発化し、自律的な産業集積を図るため、継続的かつ重点的にベンチャー的活動を支援することが不可欠である。この支援施策の経費について、財団の自己財源(基金果実、受益者負担金)を上回る部分は、県の補助金以外に資金を確保することが困難であることから、この補助事業の実施が必要である。</p> <p>(効果) 起業に取り組むチャレンジャーの段階から、経営(生産・販売・流通)段階に至るまでの各段階への支援を、体系的、総合的に実施したことにより、事業化や起業が促進されるとともに、売上増など着実に成長しているベンチャー企業が出ている。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 財団は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する新事業支援の中核的支援機関として、ワンストップサービスの提供を行うものであり、財団に補助金を交付することが最も効果的な方法である。</p> <p>(その他) 一層の効果を発揮するために、ベンチャー企業を支援する総合的なサービスについては継続的に見直しを図っている。</p>	産業支援室	

補助金等評価結果調査

(部局名：農水商工部) (単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
18-3-1	三重産業振興センター補助金	財団法人三重県産業支援センター 津市栄町1-891	219,209	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 当該補助金により支援する、三重産業振興センター(メッセウイングみえ)は、県内中小企業者の新製品、新技術の研究開発の支援並びに開発された新製品の展示等を行う場を供することを目的としており、県内産業の振興に寄与する施設である。県内産業の振興は、県内経済全体の活性化、雇用機会の増大に繋がるものであり、当該補助金で県が支援を行うことは妥当であり、公益性を有する。</p> <p>(必要性) 当該補助金は、三重産業振興センター(メッセウイングみえ)の建設費にかかるものであり、国から、地域産業創造基盤整備事業として借り入れた分のうち、高度化資金償還計画による債務を、三重県と津市が6対4の割合で償還するために必要なものである。また、このことは、平成4年9月14日付の三重県知事、津市長及び財団法人三重産業振興センター副理事長の覚書によるものである。</p> <p>(効果) 償還については円滑に行われている。また、地域経済を支える戦略的な産業振興という施策(既存産業の高度化・高付加価値化の促進/中小企業の製造品出荷額実績 全国順位第14位)目標を達成することができ、本事業も一定の効果があったものと考えられる。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 本事業の実施にあたっては、多額の経費を必要とすることから、事業主体は県の補助金に依らなければ、事業実施が困難である。国から地域産業創造基盤整備事業として、借り入れた分のうち、高度化資金償還計画による償還額を、三重県と津市が6対4の割合で負担することを内容とした、平成4年9月14日付の三重県知事、津市長及び財団法人三重産業振興センター副理事長の覚書により、適正に補助している。</p>	産業支援室	

補助金等評価結果調査

(部局名：農水商工部) (単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
19-2-14 (18-4-5)	小規模事業支援 費補助金	伊賀市商工会 伊賀市下柘植 723 - 1	73,758	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 伊賀市商工会が行う小規模事業者の経営または技術の改善発達のための事業の充実等を目的としたこの補助金は、同商工会管内約1,200の小規模事業者の振興と安定を図り、もって地域経済の振興に資することから、公益性を有する。</p> <p>(必要性) 多数の小規模事業者の振興を図るためには、当該事業者の状況やニーズを詳細に把握している同商工会を通じて支援を行うことが最も効率的かつ効果的であるため、同商工会の事業に対して助成を行うことが必要である。</p> <p>(効果) 経営改善普及事業(金融、税務、労働等に関する相談や創業 経営革新支援)を実施したことにより、多くの小規模事業者の売上の維持、増加、必要資金の融資、経営改善、経営革新等を行った他、津 伊賀広域連合による専門的、広域的支援を行い、それら事業者の競争力を高め、経営の安定を図ることができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 同商工会は商工会法に基づき設立され、地域の事業者で組織される団体であるため、県が小規模事業者を支援するにあたって、同商工会に対して補助金を交付することが効率的、効果的である。また、本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、県の補助金によらなければ、事業実施は不可能である。</p>	産業支援 室	

補助金等評価結果調書

(部局名：農水商工部) (単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
19-2-17 (18-3-3)	三重用水施設管理費負担金	独立行政法人水資源機構 埼玉県さいたま市中央区新都心11-2	108,984	<p>(根拠) 独立行政法人水資源機構法</p> <p>(公益性) 農業用水の安定供給と農業生産基盤の安定を目的としたこの負担金は、水資源の効率的利用に寄与するという理由により公益性を有する。</p> <p>(必要性) 農業用水の安定供給と農業生産基盤の安定を図るためには適切な施設管理が重要であるという理由により、本事業を行うことは必要である。</p> <p>(効果) 本実施により、農業用水の使用パターンの多様化が求められる中で適切な対応を達成することができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 施設管理にあたっては、多額の経費を要することから、国の補助金及び県の負担金がなければ、適切な管理が不可能なため、県が管理費の一部を負担することは妥当である。</p>	農業基盤室	

補助金等評価結果調査

(部局名：農水商工部) (単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
19-2-16 (18-4-6)	経営構造対策事業費補助金	鈴鹿市 鈴鹿市神戸1-18 -18	561,990	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 安全・安心な食料の供給、農業の環境保全の役割を果たすことを目的としたこの補助金は、地域農業を安定的に継続させるものであり、公共性を有する。</p> <p>(必要性) 地区内の茶園栽培・荒茶加工において、担い手の減少・茶価の低迷に対応するため、意欲ある経営体を育成し茶園集積を進めていくとともに、荒茶加工施設の再編成による共同加工、地域産仕上げ茶の小売により、地区内農業構造の改善及び消費者に安全・安心な食料を供給していく。</p> <p>(効果) 荒茶加工施設を導入したことで、消費者の多様なニーズに応えられる安全・安心な食料を安定的に供給する体制を整備することができ、担い手の育成、農地の集積につながった。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 補助金の交付にあたっては、事業内容を国の強い農業づくり交付金実施要綱(平成17年4月1日付け16生産第8260号農林水産事務次官依命通知)及び強い農業づくり交付金実施要領(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産省大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)に基づいて審査している。また、本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、事業主体は補助金によらなければ事業実施が困難であるため、補助金を交付することが最も効果的な方法である。</p>	担い手室	

補助金等評価結果調査

(部局名：農水商工部) (単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
19-2-15 (19-1-1)	経営構造対策事業費補助金	三重南紀農業協同組合 南牟婁郡御浜町大字阿田和4694-4	700,599	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 安全・安心な食料の供給、農業の環境保全の役割を果たすことを目的としたこの補助金は、地域農業を安定的に継続させるものであり、公共性を有する。</p> <p>(必要性) 温州みかんの市場流通において、糖酸度の表示が一般的になっていることや品質の均一化による市場評価向上のため、選果プラントを整備して産地強化を図っていく必要があること、また中晩柑柑橘類の品質向上・作業効率向上のために低コストハウスを導入することなどにより、担い手農家の育成を中心に柑橘の生産から流通・販売までの体制を確立するとともに、消費者に新鮮で安全・安心な食料を安定供給し、消費者に支持される産地づくりに取り組むためにも、柑橘の選果施設・加工施設整備が必要である。</p> <p>(効果) 柑橘選果及び生産施設を導入したことで、消費者の多様なニーズに応えられる安全・安心な食料を安定的に供給する体制を整備することができ、担い手の育成、農地の集積につながった。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 補助金の交付にあたっては、事業内容を国の強い農業づくり交付金実施要綱(平成17年4月1日付け16生産第8260号農林水産事務次官依命通知)及び強い農業づくり交付金実施要領(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産省大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)に基づいて審査している。また、本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、事業主体は補助金によらなければ事業実施が困難であるため、補助金を交付することが最も効果的な方法である。</p>	担い手室	

補助金等評価結果調書

(部局名：農水商工部) (単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
18-3-6	土地改良施設整備補修事業費補助金	三重県土地改良事業団体連合会 津市広明町330	96,000	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 土地改良施設の整備補修を目的としたこの補助金は、食料の安定供給や土地改良施設の持つ多面的機能の保持につながるという理由により公益性を有する。</p> <p>(必要性) 近年、農業用排水施設の整備が進展し造成された施設が増加していることから、老朽化していく施設の機能維持のため、土地改良施設整備補修事業を行うことは必要である。</p> <p>(効果) 農業用排水施設49施設の補修事業を完了したことで、施設の機能維持が図れ、今後も農業用施設の適切な利用が可能となった。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、事業主体は国及び県の補助金によらなければ、事業実施は不可能であるため、補助金を交付することが最も効果的な方法である。</p>	農業基盤室	

補助金等評価結果調査

(部局名：農水商工部) (単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
19-1-4 (18-3-7)	漁業経営構造改善事業費補助金	鳥羽市 鳥羽市鳥羽3-1 -1	80,018	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 漁業生産の構造改善に係る共同利用施設整備を促進し、消費者に安全・安心な水産物を安定的に供給することを目的としたこの補助金は、多くの漁業者が受益者であるとともに、市場が不完全であり施設整備に多額の経費を要することから、国庫補助事業による準公共事業として国、県の補助金によらなければ事業実施が困難であるとの理由により公益性を有する。</p> <p>(必要性) 消費者により安全な水産物を安定的に供給するための施設整備であり実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、事業主体は国及び県の補助金によらなければ事業実施が困難であるとの理由により、漁業経営構造改善事業を行うことは必要である。</p> <p>(効果) 漁獲物の鮮度向上のため、滅菌海水を用いた製氷・貯氷施設を整備する本事業の実施により、漁業者の経営安定に加え、消費者により安全で安心な魚を安定的に供給するための環境の整備が図れた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 補助金の交付にあたって、事業内容については、国の『強い水産業づくり交付金実施要領』及び『経営構造改善目標に係るメニューの運用について』に基づいて審査しているとともに、本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、事業主体は国の交付金によらなければ、事業実施が困難であるとの理由により、補助金を交付することが最も効果的な方法である。</p>	水産基盤室	

補助金等評価結果調査

(部局名：農水商工部) (単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
19-2-19 (18-3-8)	漁業経営構造改善事業費補助金	志摩市 志摩市阿児町鷺方 3098-9	131,919	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 漁業生産の構造改善に係る共同利用施設整備を促進し、消費者に安全・安心な水産物を安定的に供給することを目的としたこの補助金は、多くの漁業者が受益者であるとともに、市場が不完全であり施設整備に多額の経費を要することから、国庫補助事業による準公共事業として国、県の補助金によらなければ事業実施が困難であるとの理由により公益性を有する。</p> <p>(必要性) 消費者により安全な水産物を安定的に供給するための施設整備であり実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、事業主体は国及び県の補助金によらなければ事業実施が困難であるとの理由により、漁業経営構造改善事業を行うことは必要である。</p> <p>(効果) 漁獲物の鮮度向上のための製氷・貯氷施設の整備や、水産物の安定供給のための築いそが整備される本事業の実施により、漁業者の経営安定に加え、消費者により安全で安心な魚を安定的に供給するための環境の整備が図れた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 補助金の交付にあたって、事業内容については、国の『強い水産業づくり交付金実施要領』及び『経営構造改善目標に係るメニューの運用について』に基づいて審査しているとともに、本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、事業主体は国の交付金によらなければ、事業実施が困難であるとの理由により、補助金を交付することが最も効果的な方法である。</p>	水産基盤室	

補助金等評価結果調書

(部局名：農水商工部) (単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
18-3-9	新グリーンツーリズム総合推進事業費補助金	伊賀市 伊賀市上野丸之内 116	82,889	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 外部(不)経済 過疎化、高齢化が進行する中山間地域において、都市住民と中山間地域の交流を軸とした活性化を促進することを目的とするこの補助金は、これらの地域の維持、発展に寄与するとともに、地域の持つ多面的機能を発揮させるものであり、公益性を有する。</p> <p>(必要性) 中山間地域の過疎化、高齢化が深刻化する一方、都市住民の自然志向、スローライフ志向などのこれらの地域に対する期待が高まっていることから、地域の活性化と多面的機能を発揮させる本事業は必要である。</p> <p>(効果) 市民農園を整備することにより、都市住民の農的ライフスタイルに対する新しいニーズに対応して交流人口を拡大するとともに、遊休農地を解消する効果があると見込まれる。</p> <p>(交付基準等の妥当性) やすらぎ空間整備事業実施要領に基づき、国庫補助により実施する事業であり、本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、事業主体は国庫補助金を活用しなければ事業実施が困難である。</p>	農山漁村室	

補助金等評価結果調査

(部局名：農水商工部) (単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
18-4-1	運輸事業振興助成交付金	社団法人三重県トラック協会 津市桜橋3-53-11	458,870	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 公共輸送機関の輸送力の確保、輸送サービスの改善、安全運行の確保等を目的として、自治事務次官通達(昭和51年11月18日付け自治府第112号)に基づき、地方のトラック協会など関係公益法人に交付するもので、公益性を有する。</p> <p>(必要性) 昭和51年度の税制改正により、軽油引取税の税率が30%引き上げられたことに伴い、輸送力の確保、輸送コストの上昇の抑制等を図るための施策として、自治事務次官通達に基づき、地方のトラック協会など関係公益法人に交付するものである。</p> <p>(効果) この交付金を活用してトラック協会が実施した、低公害車導入に伴う費用の一部助成などの環境対策事業、スピードリミッター装着助成などの安全性の向上、公共共同施設の整備、輸送サービスの改善等の各種事業により、公共輸送機関の利便性を向上させるとともに、産業経済や県民生活を支える公共輸送機関の基盤強化や環境対策等に資することができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 自治事務次官通達に基づき、各都道府県知事に交付金の交付が求められていることから、軽油引取税の一部を財源として交付金を交付することが最も妥当で効果的な方法である。</p> <p>(その他) NOx・PM法の施行を受けて、特定自動車排出基準適合車への代替助成など、環境対策への取り組みを強化している。</p>	農水商工総務室	

補助金等評価結果調査

(部局名：農水商工部) (単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
18-4-2	みえ新産業創造2号ファンド設立支援事業費補助金	財団法人三重県産業支援センター 津市栄町1-891	150,080	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 現在、成長途上で今後、急成長が見込まれるベンチャー・中小企業等が数多く存在し、これら先進的・独創的な技術やビジネスモデルを備えたベンチャー・中小企業等の育成をしていくことは、県内産業の活性化につながるという理由により公益性を有する。</p> <p>(必要性) ベンチャー・中小企業等が資金調達をするにあたって、担保力等に乏しいため融資等による調達は困難な現状にあることから、研究開発など初期の段階に資金供給を円滑に行うシステムが必要かつ重要となっている。</p> <p>(効果) ベンチャー・中小企業等が、新たな技術革新による製品やビジネスモデルによるサービスを提供している。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 三重県産業支援センターは、新事業創出の中核的支援機関としてベンチャー・中小企業等の成長を支援している団体である。ここに補助金を交付し、県内に新たなファンドの設立を主導させるとともに、ファンドによるベンチャー企業等の支援を行わせることが最も効果的である。</p>	産業支援室	

補助金等評価結果調書

(部局名：農水商工部) (単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
18-4-3	団体営農業集落排水整備支援事業費補助金	鈴鹿市 鈴鹿市神戸1-18-18	100,650	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 公共用水域の水質保全を目標とする当事業は、民間で取り組む可能性は無く、県が関与することは妥当と考える。</p> <p>(必要性) 本事業は、公共用水域の水質保全という県民ニーズにより実施しており、また県民しあわせプランにおいても、「生活排水対策の推進」生産と生活の調和のあるむらづくり」に位置づけられている。さらに、本事業の実施には多額の経費を要するため、事業主体にとって国や県の補助金は、緊急かつ重要となっている。</p> <p>(効果) 農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するための施設整備が進捗した。(伊船・長澤地区、椿地区、東庄内地区、合川地区)</p> <p>(交付基準等の妥当性) 県の補助金交付規則等に基づき補助している。</p>	農山漁村室	

補助金等評価結果調査

(部局名：農水商工部) (単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
19-1-1	信用保証協会保証料軽減補助金	三重県信用保証協会 津市桜橋3-339	235,354	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 県内経済の発展を図るためには、県内企業の9割を超える中小企業の経営基盤強化と経営の活性化を図る必要がある。全体の景気は上向きになっているものの、その余波は未だ県内中小企業には及んでおらず、民間金融機関の融資だけでは、信用力の弱い中小企業に十分な資金供給ができない状況にある。中小企業の信用力を補完するため、特別法により信用保証協会が設置され、信用保証事業を実施しているが、小規模零細企業など特に信用力の弱い企業にとっては、民間金融機関の融資金利と保証料の負担が資金繰りを圧迫することになっている。よって、県が信用保証協会と連携して県単融資制度を運用し、中小企業の負担軽減を行ない、資金調達を補完的に支援することは、県内の中小企業の経営基盤強化と活性化につながり、公益性を有する。</p> <p>(必要性) 県単融資制度の保証料軽減は、県の中小企業金融対策として実施しており、中小企業に直接保証料の補給を行なう代わりに、県が信用保証協会に保証料の補填を行なうことを条件に保証料の引下げを行っているものであるが、信用保証協会への補填は、保証料率自体が国の指導により必要最低限に設定されているため、信用保証協会の経営を考慮すると、補助金による補填が不可欠である。</p> <p>(効果) 信用保証協会保証料軽減補助事業の実施により、信用力の弱い中小企業に対し、残高で10,000件を超える融資が行なわれており、中小企業の資金調達の円滑化と経営基盤の強化、経営の活性化を図ることができている。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 補助金交付の必要性和事業効果に照らして、妥当と判断できる。また、補助対象者として、中小企業者に直接保証料を補給する方法も考えられるが、個々の申請、交付、残高確認等事務負担が過大になるため現行の方法が妥当である。</p>	金融室	

補助金等評価結果調書

(部局名：農水商工部) (単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
19-2-1	バレー構想関連産業等立地促進補助金	富士通株式会社 代表取締役社長 黒川博昭 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	1,000,000	<p>(根拠) 三重県企業立地促進条例、三重県企業立地促進条例施行規則</p> <p>(公益性) 市場の不完全性」 企業立地の条件が他地域より不利であることから優遇措置を設けて企業誘致を実現する必要がある。また、立地により地域内雇用の増加及び県内経済の活性化が図られるため、公共性を有する。</p> <p>(必要性) 企業誘致における立地補助制度は全国的に一般化しており、補助制度がない場合、他府県に対する競争力は著しく低下する。当該企業についても、本県への誘致は困難であったと考えており、必要性は極めて高い。</p> <p>(効果) 建物、附属設備、機械設備等の対象経費について補助することにより、シリコンバレー構想による産業集積が進み、新たな雇用が創出されるとともに、当該企業のシステムLS生産の国内中心拠点の立地に繋がった。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 補助金交付の必要性と事業効果、また、他府県補助金の交付基準等に照らして、妥当と判断できる。</p>	企業立地室	

補助金等評価結果調書

(部局名：農水商工部) (単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
19-2-2	バレー構想関連産業等立地促進補助金	株式会社東芝 代表取締役社長 岡村正 東京都港区芝浦1 - 1 - 1	1,000,000	<p>(根拠) 三重県企業立地促進条例、三重県企業立地促進条例施行規則</p> <p>(公益性) 「市場の不完全性」 企業立地の条件が他地域より不利であることから優遇措置を設けて企業誘致を実現する必要がある。また、立地により地域内雇用の増加及び県内経済の活性化が図られるため、公共性を有する。</p> <p>(必要性) 企業誘致における立地補助制度は全国的に一般化しており、補助制度がない場合、他府県に対する競争力は著しく低下する。当該企業についても、本県への誘致は困難であったと考えており、必要性は極めて高い。</p> <p>(効果) 建物、附属設備、機械設備等の対象経費について補助することにより、シリコンバレー構想による産業集積が進み、新たな雇用が創出されるとともに、当該企業のフラッシュメモリー生産の国内中心拠点の立地に繋がった。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 補助金交付の必要性と事業効果、また、他府県補助金の交付基準等に照らして、妥当と判断できる。</p>	企業立地室	

補助金等評価結果調書

(部局名：農水商工部) (単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
19-2-3	バレー構想関連産業等立地促進補助金	味の素株式会社 取締役社長 山口範雄 東京都中央区京橋 1-15-1	695,629	<p>(根拠) 三重県企業立地促進条例、三重県企業立地促進条例施行規則</p> <p>(公益性) 市場の不完全性」 企業立地の条件が他地域より不利であることから優遇措置を設けて企業誘致を実現する必要がある。また、立地により地域内雇用の増加及び県内経済の活性化が図られるため、公共性を有する。</p> <p>(必要性) 企業誘致における立地補助制度は全国的に一般化しており、補助制度がない場合、他府県に対する競争力は著しく低下する。当該企業についても、本県への誘致は困難であったと考えており、必要性は極めて高い。</p> <p>(効果) 建物、附属設備、機械設備等の対象経費について補助することにより、メディカルバレー構想による産業集積が進み、新たな雇用が創出されるとともに、当該企業の甘味料・医薬中間体生産の国内中心拠点の立地に繋がった。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 補助金交付の必要性と事業効果、また、他府県補助金の交付基準等に照らして、妥当と判断できる。</p>	企業立地室	

補助金等評価結果調書

(部局名：農水商工部) (単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
19-2-4	バレー構想関連産業等立地促進補助金	凸版印刷株式会社 代表取締役社長 足立直樹 東京都台東区台東 1-5-1	1,000,000	<p>(根拠) 三重県企業立地促進条例、三重県企業立地促進条例施行規則</p> <p>(公益性) 「市場の不完全性」 企業立地の条件が他地域より不利であることから優遇措置を設けて企業誘致を実現する必要がある。また、立地により地域内雇用の増加及び県内経済の活性化が図られるため、公共性を有する。</p> <p>(必要性) 企業誘致における立地補助制度は全国的に一般化しており、補助制度がない場合、他府県に対する競争力は著しく低下する。当該企業についても、本県への誘致は困難であったと考えており、必要性は極めて高い。</p> <p>(効果) 建物、附属設備、機械設備等の対象経費について補助することにより、クリスタルバレー構想による産業集積が進み、新たな雇用が創出されるとともに、当該企業のカラーフィルター生産の国内中心拠点の立地に繋がった。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 補助金交付の必要性と事業効果、また、他府県補助金の交付基準等に照らして、妥当と判断できる。</p>	企業立地室	

補助金等評価結果調書

(部局名：農水商工部) (単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
19-2-5	研究施設・過疎地域等立地促進補助金	JSR株式会社 代表取締役社長 吉田淑則 東京都中央区築地 5-6-10	329,291	<p>(根拠) 三重県企業立地促進条例、三重県企業立地促進条例施行規則</p> <p>(公益性) 市場の不完全性」 企業立地の条件が他地域より不利であることから優遇措置を設けて企業誘致を実現する必要がある。また、立地により地域内雇用の増加及び県内経済の活性化が図られるため、公共性を有する。</p> <p>(必要性) 企業誘致における立地補助制度は全国的に一般化しており、補助制度がない場合、他府県に対する競争力は著しく低下する。当該企業についても、本県への誘致は困難であったと考えており、必要性は極めて高い。</p> <p>(効果) 建物、附属設備、機械設備等の対象経費について補助することにより、高度な素材・部材となる次世代ディスプレイ材料及び半導体材料の研究開発施設の円滑な操業がなされ、当該事業所の国内中心拠点化の立地に繋がった。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 補助金交付の必要性と事業効果、また、他府県補助金の交付基準等に照らして、妥当と判断できる。</p>	企業立地室	

補助金等評価結果調査

(部局名：農水商工部) (単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
19-2-6	漁業集落環境整備事業費補助金	南伊勢町 度会郡南伊勢町 五ヶ所浦 3057	154,800	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 「市場の不完全性」 広く漁業者が共同利用する施設であることから公益性を有するとともに、市場が不完全であり施設整備に多額の費用を要することから、国庫補助による公共事業として国、県の補助金によらなければ事業実施が困難である。</p> <p>(必要性) 漁村は、漁業活動の拠点として国民に対する水産物の供給という役割を果たしているほか、豊かで安全な国民生活を実現する上で様々な機能を有している。本事業は、工業排水や生活排水の流入による海域の汚染が危惧されている今、海域の水質の保全、漁場環境の維持・改善を行い、もって、漁業及び漁村の健全な発展を図るため、国庫補助により実施する公共事業であり、本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、事業主体は国及び県の補助金によらなければ、事業実施が困難である。</p> <p>(効果) 漁業集落環境整備事業の実施により、礪浦地区及び神前浦地区において、市街地や農村部と比べて非常に遅れている下水道、集落道路及び防災安全施設等集落環境施設の整備を行い、快適で豊かな漁村づくりが図られた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 当事業は、受益者が特定できず民間では行われていない内容であり、地域に精通した地元市町が事業主体となり実施すべき事業であり、水産基盤整備事業補助金交付要綱に基づく国庫補助金及び、県補助金を交付することが最も効果的な方法である。</p>	水産基盤室	

継続評価実施計画

(部局名：農水商工部) (単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	全体計画		当該年度の交付額	翌年度以降の交付予定額	評価を行う時期	継続して評価を行う理由	室(課)名	備考
			事業期間	交付総額						
19-1-3 (18-3-6)	広域漁港整備事業費補助金	鳥羽市 鳥羽市鳥羽3-1-1	平成18年度	177,475	100,835	76,640	平成20年度	繰越によるため。	水産基盤室	
18-2-9	団体営農業集落排水整備促進事業費補助金	四日市市 四日市市諏訪町1-5	平成18年度	170,185	157,685	12,500	平成20年度	繰越によるため。	農山漁村室	
18-2-11	団体営農業集落排水整備促進事業費補助金	亀山市 亀山市本丸町577	平成18年度	124,230	102,230	22,000	平成20年度	繰越によるため。	農山漁村室	
19-2-22 (18-2-12)	団体営農業集落排水整備促進事業費補助金	伊賀市 伊賀市上野丸之内116	平成18年度	163,519	109,019	54,500	平成20年度	繰越によるため。	農山漁村室	
19-2-23 (18-2-13)	団体営農業集落排水整備促進事業費補助金	名張市 名張市鴻之台1-1	平成18年度	235,120	224,120	11,000	平成20年度	繰越によるため。	農山漁村室	
19-2-4 (19-2-3)	三重県産業支援センター事業費補助金	財団法人三重県産業支援センター 津市栄町1-891	平成18年度	225,806	161,806	64,000	平成20年度	繰越によるため。	産業支援室	

継続評価実施計画

(部局名：農水商工部) (単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	全体計画		当該年度の交付額	翌年度以降の交付予定額	評価を行う時期	継続して評価を行う理由	室(課)名	備考
			事業期間	交付総額						
18-3-9	新グリーンツーリズム総合推進事業費補助金	伊賀市 伊賀市上野丸之内 116	平成18年度	82,889	28,770	54,119	平成20年度	繰越によるため。	農山漁村室	
19-2-1	バレー構想関連産業等立地促進補助金	富士通株式会社 代表取締役社長 黒川博昭 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	平成18年度～平成20年度	1,000,000	400,000	600,000	平成20年度～平成21年度	債務負担行為を設定しているため。	企業立地室	
19-2-2	バレー構想関連産業等立地促進補助金	株式会社東芝 代表取締役社長 岡村正 東京都港区芝浦1-1-1	平成18年度～平成20年度	1,000,000	400,000	600,000	平成20年度～平成21年度	債務負担行為を設定しているため。	企業立地室	
19-2-3	バレー構想関連産業等立地促進補助金	味の素株式会社 取締役社長 山口範雄 東京都中央区京橋1-15-1	平成18年度～平成20年度	695,629	300,000	395,629	平成20年度～平成21年度	債務負担行為を設定しているため。	企業立地室	
19-2-4	バレー構想関連産業等立地促進補助金	凸版印刷株式会社 代表取締役社長 足立直樹 東京都台東区台東1-5-1	平成18年度～平成20年度	1,000,000	400,000	600,000	平成20年度～平成21年度	債務負担行為を設定しているため。	企業立地室	
19-2-6	漁業集落環境整備事業費補助金	南伊勢町 度会郡南伊勢町 五ヶ所浦3057	平成18年度	154,800	74,354	80,446	平成20年度	繰越によるため。	水産基盤室	

補助金等継続評価結果調書

(部局名：農水商工部)

(単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	全体計画		当該年度の 交付額	評価結果	評価の 継続性	室(課)名	備考
			事業期間	交付総額					
18-1-3 (17-4-1)	地域水産物供給基盤整備事業費補助金	鳥羽市 鳥羽市鳥羽3 - 1 - 1	平成17年 度	165,020	16,705	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 「市場の不完全性」 広く漁業者が共同利用する施設であることから公益性を有するとともに、市場が不完全であり施設整備に多額の費用を要することから、国庫補助による公共事業として国、県の補助金によらなければ事業実施が困難である。</p> <p>(必要性) 消費者ニーズに対応した安全・安心な水産物の供給が国民的課題となっているなかで、安全・安心な水産物の供給体制を構築させるために不可欠な事業であることから、国庫補助により実施する公共事業であり、また、本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、事業主体は国及び県の補助金によらなければ、事業実施が困難である。</p> <p>(効果) 漁港漁場整備長期計画に基づき、漁業活動の拠点となる石鏡漁港他4漁港で防波堤、護岸、及び用地等の整備を行い、高波等の発生時にも安全に漁船を係留及び漁業活動が出来る施設として、機能が増進するとともに安全性が向上した。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 受益者が特定できず、市管理漁港の整備事業であるため、水産物供給基盤整備事業補助金交付要綱に基づく国庫補助金と県補助金を交付し、市町が実施することが最も効果的な方法である。</p>	完了	水産基盤室	

補助金等継続評価結果調書

(部局名 : 農水商工部)

(単位 : 千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	全体計画		当該年度の 交付額	評価結果	評価の 継続性	室(課)名	備考
			事業期間	交付総額					
18-1-9 (17-2-12)	団体営農業集 落排水整備促 進事業費補助 金	伊賀市 伊賀市上野丸 之内116	平成17年 度	186,850	58,050	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 公共用水域の水質保全を目標とする当事業は、民間で取り 組む可能性は無く、県が関与することは妥当と考える。</p> <p>(必要性) 本事業は、公共用水域の水質保全という県民ニーズにより実 施しており、また県民しあわせプランにおいても、「生活排水 対策の推進」「生産と生活の調和のあるむらづくり」に位置づ けられている。さらに、本事業の実施には多額の経費を要す るため、事業主体にとって国や県の補助金は、緊急かつ重要 となっている。</p> <p>(効果) 農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又 は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保 全に寄与するための施設整備(広瀬・川北地区の繰越工事が 完了)が進捗した。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 国が制定した農業集落排水資源循環統合補助実施要綱及び 農村整備事業統合補助金交付要綱に基づき、県は国から補 助金を受け、県の補助金交付規則等に基づき補助している。</p>	完了	農山漁 村室	

補助金等継続評価結果調書

(部局名 : 農水商工部)

(単位 : 千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	全体計画		当該年度の 交付額	評価結果	評価の 継続性	室(課)名	備考
			事業期間	交付総額					
17-2-13	団体営農業集落排水整備促進事業費補助金	名張市 名張市鴻之台 1-1	平成17年 度	170,690	10,500	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 公共用水域の水質保全を目標とする当事業は、民間で取り組む可能性は無く、県が関与することは妥当と考える。</p> <p>(必要性) 本事業は、公共用水域の水質保全という県民ニーズにより実施しており、また県民しあわせプランにおいても、「生活排水対策の推進」「生産と生活の調和のあるむらづくり」に位置づけられている。さらに、本事業の実施には多額の経費を要するため、事業主体にとって国や県の補助金は、緊急かつ重要となっている。</p> <p>(効果) 農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するための施設整備(赤目北部地区の繰越工事が完了)が進捗した。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 国が制定した農業集落排水資源循環統合補助実施要綱及び農村整備事業統合補助金交付要綱に基づき、県は国から補助金を受け、県の補助金交付規則等に基づき補助している。</p>	完了	農山漁村室	

補助金等継続評価結果調書

(部局名 : 農水商工部)

(単位 : 千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	全体計画		当該年度の 交付額	評価結果	評価の 継続性	室(課)名	備考
			事業期間	交付総額					
18-1-8 (17-2-14)	団体営農業集 落排水整備促 進事業費補助 金	菰野町 三重郡菰野町 大字潤田 1250	平成17年 度	148,470	37,350	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 公共用水域の水質保全を目標とする当事業は、民間で取り 組む可能性は無く、県が関与することは妥当と考える。</p> <p>(必要性) 本事業は、公共用水域の水質保全という県民ニーズにより実 施しており、また県民しあわせプランにおいても、「生活排水 対策の推進」「生産と生活の調和のあるむらづくり」に位置づ けられている。さらに、本事業の実施には多額の経費を要す るため、事業主体にとって国や県の補助金は、緊急かつ重要 となっている。</p> <p>(効果) 農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又 は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保 全に寄与するための施設整備(田口新田地区の繰越工事が 完了)が進捗した。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 国が制定した農業集落排水資源循環統合補助実施要綱及び 農村整備事業統合補助金交付要綱に基づき、県は国から補 助金を受け、県の補助金交付規則等に基づき補助している。</p>	完了	農山漁 村室	

補助金等継続評価結果調書

(部局名 : 農水商工部)

(単位 : 千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	全体計画		当該年度の 交付額	評価結果	評価の 継続性	室(課)名	備考
			事業期間	交付総額					
17-2-15	農村総合整備 統合補助事業 費補助金	伊勢市 伊勢市岩渕1 - 7- 29	平成17年 度	189,950	25,220	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 都市部に比べて立ち後れている農業の条件整備を目標とする当事業は、民間で取り組む可能性は無く、県が関与することは妥当と考える。</p> <p>(必要性) 本事業は農村空間の整備、創出による生活環境の向上、快適環境の形成のために実施しており、また、県民しあわせプランにおいても、「生産と生活の調和のあるむらづくり」農畜産物の安定供給に位置づけられている。さらに、本事業実施には多額の経費を要するため、事業主体にとって国や県の補助金は、緊急かつ重要となっている。</p> <p>(効果) 団体営農村総合整備事業により、農村生活環境の整備を実施し、農村地域の活性化を図ることができた。 [集落道路整備(村松地区)を実施]</p> <p>(交付基準等の妥当性) 国が制定した農村総合整備事業等実施要綱及び農村整備事業統合補助金交付要綱に基づき、県は国から補助金を受け、県の補助金交付規則等に基づき補助している。</p> <p>(その他) 一層の効果を発揮するために、平成16～18年度の3カ年県民しあわせプランの重点プログラムの中で、当事業の農業集落道を緊急避難路整備事業として位置づけた。</p>	完了	農山漁 村室	

補助金等継続評価結果調書

(部局名：農水商工部)

(単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	全体計画		当該年度の 交付額	評価結果	評価の 継続性	室(課)名	備考
			事業期間	交付総額					
18-2-18 (18-2-17)	三重県産業支援センター事業費補助金	財団法人三重県産業支援センター 津市栄町1-891	平成17年度	212,968	62,967	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) この補助金は、本県における新産業の創出を促進することを目的とし、景気変動に強い柔軟な産業構造へ転換させるとともに、雇用の増大などにより地域経済を活性化させるという理由により、公益性を有する。</p> <p>(必要性) 起業を尊ぶ風土を醸成し、成功事例から起業を活発化し、自律的な産業集積を図るため、継続的かつ重点的にベンチャー的活動を支援することが不可欠である。この支援施策の経費について、財団の自己財源(基金果実、受益者負担金)を上回る部分は、県の補助金以外に資金を確保することが困難であることから、この補助事業の実施が必要である。</p> <p>(効果) 起業に取り組むチャレンジャーの段階から、経営(生産・販売・流通)段階に至るまでの各段階への支援を、体系的、総合的に実施したことにより、事業化や起業が促進されるとともに、売上増など着実に成長しているベンチャー企業が出ている。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 財団は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する新事業支援の中核的支援機関として、ワンストップサービスの提供を行うものであり、財団に補助金を交付することが最も効果的な方法である。</p> <p>(その他) 一層の効果を発揮するために、ベンチャー企業を支援する総合的なサービスについては継続的に見直しを図っている。</p>	完了	産業支援室	

補助金等継続評価結果調書

(部局名 : 農水商工部)

(単位 : 千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	全体計画		当該年度の 交付額	評価結果	評価の 継続性	室(課)名	備考
			事業期間	交付総額					
17-3-7	広域漁港整備 事業費補助金	鳥羽市 鳥羽市鳥羽3 - 1 - 1	平成17年 度	121,000	42,400	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 「市場の不完全性」 広く漁業者が共同利用する施設であることから公益性を有するとともに、市場が不完全であり施設整備に多額の費用を要することから、国庫補助による公共事業として国、県の補助金によらなければ事業実施が困難である。</p> <p>(必要性) 消費者ニーズに対応した安全・安心な水産物の供給が国民的課題となっているなかで、安全・安心な水産物の供給体制を構築させるために不可欠な事業であることから、国庫補助により実施する公共事業であり、また、本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、事業主体は国及び県の補助金によらなければ、事業実施が困難である。</p> <p>(効果) 漁港漁場整備長期計画に基づき、漁業活動の拠点となる答志漁港で浮き棧橋工事を行い、安全に漁船を係留し漁業活動が出来るようになった。 (菅島漁港では橋梁下部が完成)</p> <p>(交付基準等の妥当性) 受益者が特定できず、市管理漁港の整備事業であるため、水産物供給基盤整備事業補助金交付要綱に基づく国庫補助金と県補助金を交付し、市町が実施することが最も効果的な方法である。</p>	完了	水産基 盤室	

補助金等継続評価結果調書

(部局名 : 農水商工部)

(単位 : 千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	全体計画		当該年度の 交付額	評価結果	評価の 継続性	室(課)名	備考
			事業期間	交付総額					
18-1-4 (17-3-8)	漁業集落環境 整備事業費補 助金	南伊勢町 度会郡南伊勢 町五ヶ所浦 3057	平成17年 度	206,800	66,000	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 「市場の不完全性」 広く漁業者が共同利用する施設であることから公益性を有するとともに、市場が不完全であり施設整備に多額の費用を要することから、国庫補助による公共事業として国、県の補助金によらなければ事業実施が困難である。</p> <p>(必要性) 漁村は、漁業活動の拠点として国民に対する水産物の供給という役割を果たしているほか、豊かで安全な国民生活を実現する上で様々な機能を有している。本事業は、工業排水や生活排水の流入による海域の汚染が危惧されている今、海域の水質の保全、漁場環境の維持・改善を行い、もって、漁業及び漁村の健全な発展を図るため、国庫補助により実施する公共事業であり、本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、事業主体は国及び県の補助金によらなければ、事業実施が困難である。</p> <p>(効果) 漁業集落環境整備事業の実施により、礪浦地区及び神前浦地区において市街地や農村部と比べて非常に遅れている下水道、集落道路及び防災安全施設等集落環境施設の整備を行い、快適で豊かな漁村づくりが図られた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 当事業は、受益者が特定できず民間では行われていない内容であり、地域に精通した地元市町が事業主体となり実施すべき事業であり、水産基盤整備事業補助金交付要綱に基づく国庫補助金及び、県補助金を交付することが最も効果的な方法である。</p>	完了	水産基盤室	

補助金等継続評価結果調書

(部局名 : 農水商工部)

(単位 : 千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	全体計画		当該年度の 交付額	評価結果	評価の 継続性	室(課)名	備考
			事業期間	交付総額					
18-1-5 (17-3-10)	山村振興特別 対策事業費補 助金	伊賀市 伊賀市上野丸 之内116	平成15年 度～平成1 8年度	120,118	625	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 外部(不)経済 過疎化、高齢化の進展が著しい中山間地域の振興を促進することを目的としたこの補助金は、中山間地域の住民と都市住民との生活格差の解消、中山間地域の持つ多面的機能の維持等に大きく貢献していることから公益性を有する。</p> <p>(必要性) 社会経済情勢の変化にともない、中山間地域では基幹産業である農林水産業の低迷による活力の低下や担い手不足が深刻化する一方、中山間地域が有する多様な機能への期待が高まっていることから、地域が有する特性を踏まえた対策を講ずる必要がある。</p> <p>(効果) 豊かな自然環境を活かした山村と都市の子ども等相互の体験や学習機会の向上に必要な施設を整備したことにより、山村地域の交流人口の増加に寄与する見込みである。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 新山村振興等農林漁業特別対策事業実施要領に基づき国庫補助により実施する事業であり、本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とすることから、事業主体は国及び県の補助金によらなければ、事業の実施が困難である。</p>	完了	農山漁 村室	

補助金等継続評価結果調書

(部局名 : 農水商工部)

(単位 : 千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	全体計画		当該年度の 交付額	評価結果	評価の 継続性	室(課)名	備考
			事業期間	交付総額					
18-2-3 (17-3-2)	米・麦・大豆生産総合対策事業費補助金	伊賀市 伊賀市上野丸之内116	平成17年度	177,181	175,960	<p>(根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱</p> <p>(公益性) 水稻種子の品質向上、安定生産を図ることを目的としたこの補助金は、主要農作物の生産振興と食料の安定的な供給を行うという理由から公益性を有する。</p> <p>(必要性) 農業生産の担い手不足、高齢化が進む一方で、食の安全安心への関心が高まるなか、種子の安定生産と確保に向けた生産体制の整備が急務となっているため、事業の実施により施設整備を進める必要がある。</p> <p>(効果) 水稻種子の乾燥調製貯蔵施設の整備により、安全で安心な農産物の安定的な供給という政策を、種子の品質向上と安定生産により達成することができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 強い農業づくり交付金交付要綱に基づき、国庫補助により実施する事業であり、本事業の実施にあたっては多額の経費を必要とする理由から、補助金を交付することが最も効果的な方法である。</p>	完了	農畜産室	

補助金等継続評価結果調書

(部局名：農水商工部)

(単位：千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	全体計画		当該年度の 交付額	評価結果	評価の 継続性	室(課)名	備考
			事業期間	交付総額					
16-1-3	産業集積促進 補助金	シャープ株式会 社 代表取締役社 長 町田 勝彦 大阪市阿倍野 区長池町22- 22	平成15年 度～平成3 0年度	9,000,000	650,000	<p>(根拠) 三重県企業立地促進条例、三重県企業立地促進条例施行規則</p> <p>(公益性) 「市場の不完全性」 企業立地の条件が他地域より不利であることから優遇措置を 設けて企業誘致を実現する必要がある。また、立地により地 域内雇用の増加及び県内経済の活性化が図られるため、公 共性を有する。</p> <p>(必要性) 企業誘致における立地補助制度は全国的に一般化しており 補助制度がない場合、他府県に対する競争力は著しく低下す る。当該企業についても、本県への誘致は困難であったと考 えており、必要性は極めて高い。</p> <p>(効果) 当該補助金を活用して誘致した、シャープ(株)亀山工場の立地 に伴い、新たに関連企業12社が県内へ新規立地し、県内既 存関連企業でも6社が工場を増設し、営業拠点1社が立地す る等、予想を上回るペースでFPD関連産業の集積効果が現 れてきている。また、平成18年5月末時点で、亀山工場の敷地 内で約4000人(協力企業を含む)の雇用、関連企業20社で 約3200人の雇用が生まれ、当該立地にかかる雇用者数は 全体で約7200人と大規模な雇用創出に? があった。 その他にも、亀山市内のアパート・ホテルの新規着工数の増 加やタクシー会社の新規参入等、地域の活性化も図られてき ており、当該誘致がもたらした効果は絶大である。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 補助金交付の必要性と事業効果、また、他府県補助金の交 付基準等に照らして、妥当と判断できる。</p>	継続	企業立 地室	

補助金等評価結果調書

(部局名 県土整備部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
18-4-1	下水道普及率ジャンプアップ事業補助金	津市 津市西丸之内23番1号	189,538	<p>(根拠) 県土整備部関係補助金等交付要綱 (公益性) 川や海などの公共用水域、伊勢湾などの閉鎖性水域の水質汚濁防止を行い、生活排水処理対策を推進することを目的としたこの補助金は、ナショナル・ミニマムの理由により公益性を有する。</p> <p>(必要性) 公共下水道の緊急かつ計画的な整備を促進するため、平成12年度までに市町村が単独で行った事業にかかる地方債の元利償還額に対して、負担軽減を図る必要がある。</p> <p>(効果) 津市が行う汚水排除を目的とした公共下水道事業に対して、県費補助を行うことにより、下水道普及率を16.7%(平成7年度末)から29.6%(平成12年度末)にすることができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 現在新規採択を終了しているが、後年度の元利償還に対する市町負担を軽減する制度となっていることから、平成27年度まで補助金を交付することが必要である。</p>	下水道室	

補助金等評価結果調書

(部局名 県土整備部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
18-4-2	下水道普及率ジャンプアップ事業補助金	四日市市 四日市市諏訪町1番5号	226,344	<p>(根拠) 県土整備部関係補助金等交付要綱 (公益性) 川や海などの公共用水域、伊勢湾などの閉鎖性水域の水質汚濁防止を行い、生活排水処理対策を推進することを目的としたこの補助金は、ナショナル・ミニマムの理由により公益性を有する。</p> <p>(必要性) 公共下水道の緊急かつ計画的な整備を促進するため、平成12年度までに市町村が単独で行った事業にかかる地方債の元利償還額に対して、負担軽減を図る必要がある。</p> <p>(効果) 四日市市が行う汚水排除を目的とした公共下水道事業に対して、県費補助を行うことにより、下水道普及率を38.6%(平成7年度末)から53.6%(平成12年度末)にすることができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 現在新規採択を終了しているが、後年度の元利償還に対する市町負担を軽減する制度となっていることから、平成27年度まで補助金を交付することが必要である。</p>	下水道室	

補助金等評価結果調書

(部局名 県土整備部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
18-4-3	下水道普及率ジャンプアップ事業補助金	松阪市 松阪市殿町1340-1	170,841	<p>(根拠) 県土整備部関係補助金等交付要綱 (公益性) 川や海などの公共用水域、伊勢湾などの閉鎖性水域の水質汚濁防止を行い、生活排水処理対策を推進することを目的としたこの補助金は、ナショナル・ミニマムの理由により公益性を有する。</p> <p>(必要性) 公共下水道の緊急かつ計画的な整備を促進するため、平成12年度までに市町村が単独で行った事業にかかる地方債の元利償還額に対して、負担軽減を図る必要がある。</p> <p>(効果) 松阪市が行う汚水排除を目的とした公共下水道事業に対して、県費補助を行うことにより、下水道普及率を0% (平成7年度末) から12.8% (平成12年度末) にすることができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 現在新規採択を終了しているが、後年度の元利償還に対する市町負担を軽減する制度となっていることから、平成27年度まで補助金を交付することが必要である。</p>	下水道室	

補助金等評価結果調書

(部局名 県土整備部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
18-4-4	下水道普及率ジャンプアップ事業補助金	鈴鹿市 鈴鹿市神戸1丁目18 - 18	125,685	<p>(根拠) 県土整備部関係補助金等交付要綱 (公益性) 川や海などの公共用水域、伊勢湾などの閉鎖性水域の水質汚濁防止を行い、生活排水処理対策を推進することを目的としたこの補助金は、ナショナル・ミニマムの理由により公益性を有する。</p> <p>(必要性) 公共下水道の緊急かつ計画的な整備を促進するため、平成12年度までに市町村が単独で行った事業にかかる地方債の元利償還額に対して、負担軽減を図る必要がある。</p> <p>(効果) 鈴鹿市が行う汚水排除を目的とした公共下水道事業に対して、県費補助を行うことにより、下水道普及率を9.3%(平成7年度末)から23.9%(平成12年度末)にすることができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 現在新規採択を終了しているが、後年度の元利償還に対する市町負担を軽減する制度となっていることから、平成27年度まで補助金を交付することが必要である。</p>	下水道室	

補助金等評価結果調書

(部局名 県土整備部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付決定額	評価結果	室(課)名	備考
18-4-5	下水道普及率ジャンプアップ事業補助金	いなべ市 いなべ市員弁町笠田新田111	83,692	<p>(根拠) 県土整備部関係補助金等交付要綱 (公益性) 川や海などの公共用水域、伊勢湾などの閉鎖性水域の水質汚濁防止を行い、生活排水処理対策を推進することを目的としたこの補助金は、ナショナル・ミニマムの理由により公益性を有する。</p> <p>(必要性) 公共下水道の緊急かつ計画的な整備を促進するため、平成12年度までに市町村が単独で行った事業にかかる地方債の元利償還額に対して、負担軽減を図る必要がある。</p> <p>(効果) いなべ市が行う汚水排除を目的とした公共下水道事業に対して、県費補助を行うことにより、下水道普及率を11.9%(平成7年度末)から62.3%(平成12年度末)にすることができた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 現在新規採択を終了しているが、後年度の元利償還に対する市町負担を軽減する制度となっていることから、平成27年度まで補助金を交付することが必要である。</p>	下水道室	

継続評価実施計画

(部局名 県土整備部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	全体計画		当該年度の 交付額	翌年度以降の 交付予定額	評価を行う 時期	継続して評価を行う理由	室(課)名	備考
			事業期間	交付総額						
19-2-1	都市河川改修費負担金	近畿日本鉄道株式会社 大阪市天王寺区上本町6丁目1番55号	平成18年度	230,921	151,726	79,195	平成20年度	繰越によるため	河川 砂防室	
19-1-1	土地区画整理事業補助金	鈴鹿市白江土地区画整理組合 鈴鹿市江島町19番26号	平成18年度	107,400	91,940	15,460	平成20年度	繰越によるため	都市政策室	
18-2-1	宮川浄化センター環境整備事業負担金	伊勢市 伊勢市岩淵1丁目7-29	平成18年度	134,031	74,767	59,264	平成20年度	繰越によるため	下水道室	

補助金等継続評価結果調書

(部局名 県土整備部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	全体計画		当該年度の 交付額	評価結果	評価の継続性	室(課)名	備考
			事業期間	交付総額					
18-1-1 (17-2-2)	宮川浄化センター環境整備事業負担金	伊勢市 伊勢市岩渕1丁目 7-29	平成17年度	136,461	37,300	(根拠) 宮川流域下水道(宮川処理区)関連周辺地域環境整備事業負担金交付要綱(公益性) 当事業は、処理場周辺地域の環境整備を促進する目的で公共・公益施設を整備するもので公益性を有する。 (必要性) 処理場周辺地域の環境整備を促進するため、環境整備事業者に対して、当該事業に要する経費を交付することは必要である。 (効果) 処理場と一体的に整備することにより、地域全体の環境改善に資することができた。 (交付基準等の妥当性) 処理場周辺地域の環境整備を促進するため、環境整備事業者(市町)が行う公共施設の整備に対して、年次計画に基づき負担金の交付を行うことが有効な方法である。	完了	下水道室	